



# 市役所案内



市役所案内

## 市庁舎案内

### 市庁舎

#### 時間

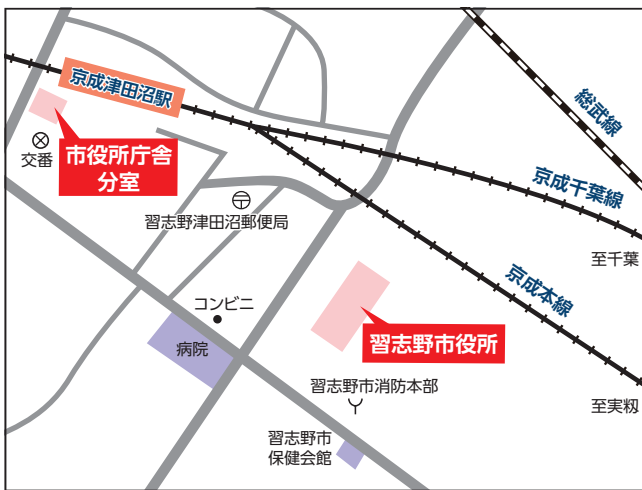
月～金曜日 ①午前8時30分～午後5時  
※休業日：土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

#### 交通アクセス

京成津田沼駅より徒歩7分

#### 所在地

鷺沼2丁目1番1号 ☎451-1151(代表)



### JR津田沼駅南口連絡所

#### 受付時間

月～金曜日 ①午前10時～午後8時  
第2土曜日・第4日曜日 ②午前10時～午後6時30分  
※休業日：土・日曜日(第2土曜日、第4日曜日を除く)、  
祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

#### 交通アクセス

JR津田沼駅南口より徒歩5分

#### 所在地

谷津1丁目16番1号 モリシア津田沼レストラン棟7階  
☎403-0343



## ▶ 東部・西部連絡所

**受付時間** 月～金曜日、第2土曜日・第4日曜日 ①午前8時30分～午後5時

※休業日:第2土曜日と同一週の月曜日、第4日曜日の翌日の月曜日、土・日曜日(第2土曜日、第4日曜日を除く)、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

### ▶ 東部連絡所

#### 交通アクセス

実籾駅より徒歩3分

#### 所在地

実籾5丁目3番20号 ☎472-9234



### ▶ 西部連絡所

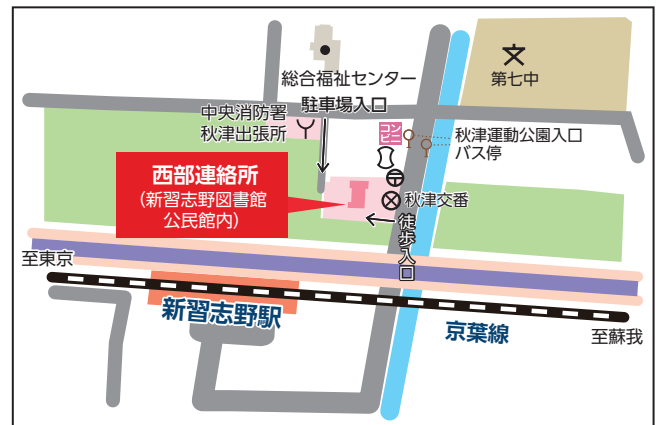
#### 交通アクセス

新習志野駅より徒歩5分

京成バス秋津運動公園入口より徒歩3分

#### 所在地

秋津3丁目6番3号 ☎452-1933



市役所案内

### 【連絡所で発行する証明書】

住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍全部・個人事項証明書、除籍・改製原戸籍謄抄本、戸籍届出受理証明書(平日のみ①午後5時まで)、戸籍届書記載事項証明書(平日のみ①午後5時まで)、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書(印鑑登録証の持参者)、身分証明書、不在籍・不在住証明書、年金証明(現況届)、軽自動車住所証明、課税証明書、所得証明書(税証明は、未申告の方は連絡所では発行できません。市役所市民税課で申告してからの発行となります。)

※来庁の際は、本人確認ができる書類をお持ちください。



政策経営部	総合政策課	部内の総合管理／総合的な政策の企画・調整／長期計画の策定／対外・内総合調整	☎453-9222 FAX453-9313	
	財政課	予算の編成・執行管理／財政統計／市債／基金／経営改革	☎453-9224 FAX453-9313	
	広報課	市政の周知／広報紙の発行／広報番組の制作／ホームページの総合管理／情報の効果的な発信	☎453-9220 FAX453-9313	
	秘書課	市長、副市長の秘書業務	☎453-7373 FAX453-9312	
	資産管理室	資産管理課	市有財産の総括管理／公共施設の再生	☎453-7365 FAX453-7769
		施設再生課	公共建築物の建築・設備工事の設計、監理、維持修繕	☎451-1144 FAX453-7769
総務部	総務課	部内の総合管理／市議会関連／住居表示／統計／条例等の制定・改廃／法令等の解釈・研究／争訟	☎453-9246 FAX453-1547	
	危機管理課	防災・国民保護等危機管理に関する総合調整／災害対策／自主防災組織の育成／総合防災訓練の実施／市の緊急事態対応	☎453-9211 FAX453-9386	
	情報政策課	ICT施策／情報システムの運用管理／情報公開／個人情報保護／マイナンバー制度の総合調整／公印・文書管理	☎453-9383 FAX453-1855	
	人事課	職員の採用／人事／給与／福利厚生／健康管理／研修／チャレンジドオフィスならしの	☎453-9216 FAX453-1547	
	契約検査課	工事請負契約、業務委託契約等／庁舎・庁用車の管理／庁舎案内／建設工事等の検査	☎453-6140 FAX453-1855	
協働経済部	協働政策課	部内の総合管理／市民協働に関する総合的な企画・調整／市民協働インフォメーションルームの運営／コミュニティ活動の支援、平和事業、国際交流 ※谷津コミュニティセンター、東習志野コミュニティセンター、市民プラザ大久保、実籾コミュニティホール	☎453-9301 FAX453-5578	
	産業振興課	商業・工業・農業・観光に関すること／資金融資／労政／市民農園	☎453-7395 FAX453-5578	
	男女共同参画センター	男女共同参画の総合的な企画・調整・啓発／男女共同参画に関する調査・研究	☎453-9307 FAX453-9327	
	市民広聴課	市民からの意見・要望等の連絡調整／市民相談 ※消費生活センター	☎453-7372 FAX453-5578	
	防犯安全課	防犯に係る総合調整／地域防犯活動への支援／防犯灯の設置・管理／空家等対策／交通安全教室の実施／駐輪場の利用登録・管理等	☎407-3828 FAX453-5578	
	窓口サービス推進室	市民課	転出入・戸籍・印鑑登録・各種証明書の交付／マイナンバーカードに関する業務	☎453-9249 FAX453-9317
		国保年金課	国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療の被保険者に関する各種業務	☎453-9209 FAX453-9317
		税制課	市税・国民健康保険料等の収納・納付相談／税務証明／軽自動車税の課税／原動機付自転車の登録廃車	☎453-9247 FAX453-9248
		市民税課	市・県民税、法人市民税の課税	☎453-9244 FAX453-9248
		資産税課	固定資産税、都市計画税等の課税	☎453-9245 FAX453-9248
債権管理課		特定の未収債権(移管債権)の徴収・滞納処分	☎453-7358 FAX453-9248	
健康福祉部	健康福祉政策課	部内の総合管理／健康福祉政策の企画・調整	☎453-9243 FAX453-9309	
	健康支援課	市民の健康の保持増進に関する事業の推進／母子保健、成人保健、高齢者保健／予防接種／健康診査／医療機関に関する情報提供	☎453-2961 FAX454-2030	
	社会福祉課	社会福祉事業の推進／鷺沼霊堂・海浜霊園の維持管理 ※総合福祉センターいずみの家	☎453-7375 FAX454-2030	
	高齢者支援課	高齢者の支援／高齢者保健福祉計画の推進 ※高齢者相談センター(地域包括支援センター)、高齢者福祉センター芙蓉園、養護老人ホーム白鷺園、白鷺園デイ・サービスセンター、東部デイ・サービスセンター、老人福祉センターさくらの家	☎454-7533 FAX453-9309	

健康福祉部	生活相談課	生活保護法による保護の実施／生活困窮者自立支援法による相談・支援の実施 ※らいふあっぷ習志野	☎453-9205 FAX453-9309
	障がい福祉課	身体・知的・精神・難病・発達障がい者への支援／障がい者基本計画の推進 ※障害福祉サービス事業所花の実園、障がい者相談支援事業所	☎453-9206 FAX453-9309 (聴覚・言語障がい者専用) FAX451-6851
	介護保険課	介護保険料／介護保険の相談／介護認定申請・調査・認定／介護保険事業計画の推進	☎453-7345 FAX453-9309
都市環境部	都市政策課	部内の総合管理／都市政策の企画・調整／コミュニティバス	☎453-1548 FAX453-9311
	環境政策課	環境政策に係る企画／地球温暖化対策／谷津干潟の保全／環境保全対策／公害苦情相談／犬の登録・狂犬病予防注射 ※谷津干潟自然観察センター	☎453-5579 FAX453-7384
	都市計画課	都市計画の決定・変更／都市計画法等に基づく届け出／開発行為等の指導・許可	☎453-9227 FAX453-9311
	建築指導課	建築確認申請／建築行政に関すること	☎453-9231 FAX453-7384
	道路管理課	道路等の維持管理／道路の占用／市道の境界確認／市道の認定・変更・廃止／交通安全対策	☎453-9292 FAX453-9311
	道路整備課	道路・橋りょう等の修繕／橋りょう等の長寿命化計画／市道の改良	☎489-5201 FAX453-9311
	街路建設課	都市計画道路の整備／市道の新設／バリアフリー対策	☎453-7441 FAX453-9311
	住宅課	市営住宅の設置・管理／住宅行政に関すること	☎453-9296 FAX453-9311
	公園緑地課	公園・緑道・緑地等の計画決定、変更、設計・施工、管理／公園等の占用・使用許可／緑化の普及・啓発／緑のふるさと基金 ※谷津バラ園	☎453-9297 FAX453-7384
	都市再生整備室	都市再生課	市街地再開発の企画・調整／市街地再開発の調査・施行・指導
区画整理課		土地区画整理事業の調査・施行・指導	☎453-7367 FAX453-9311
クリーンセンター	クリーン推進課	清掃・環境衛生に係る企画調整／ごみの減量・資源の再利用の推進／し尿処理の届け出・手数料／ごみの処理・資源化／ごみ処理手数料 ※芝園清掃工場、リサイクルプラザ	☎453-5577 FAX408-9581
	業務課	ごみ処理の相談／ごみの収集／環境衛生／雑草刈り取り指導／屋外広告物	☎453-5374 FAX452-8299

次ページに続く

こども部	こども政策課	部内の総合管理／こどもに関する施策の企画・調整／市立保育所・こども園・幼稚園の維持管理	☎453-7397 FAX453-5512	
	こども保育課	保育所(園)・こども園(長時間児)・小規模保育事業の入所、保育料・給食費等の徴収、一時保育／民間保育施設の入所児童助成／幼稚園・こども園(短時間児)の入園相談／保育所・こども園・幼稚園・あじさい療育支援センターの運営 ※市立保育所・幼稚園・こども園・障害児通所支援事業所あじさい療育支援センター	☎453-5511 FAX453-5512	
	子育て支援課	児童手当支給／子どもの医療費助成／病児・病後児保育／ひとり親家庭の支援／ファミリー・サポート・センター／子どもに関する総合相談 ※習志野市こどもセンター(鷺沼)、きらっ子ルームやつ	☎453-9203 FAX453-9020	
	児童育成課	放課後児童会(学童保育)の管理運営	☎453-7379 FAX453-9020	
	ひまわり 発達相談センター	成長・発達に心配のある子どもとその家族の支援	☎451-2922 FAX451-2002	
会計課		市税その他の収入事務および支出事務／千葉県収入証紙の売りさばき／財務書類の作成	☎453-9207 FAX453-7768	
教育委員会 学校教育部	教育総務課	委員会内の総合調整／教育振興基本計画の策定／教育委員会会議／人事、給与、予算／教育行政相談／学校施設の維持管理	☎451-1122 FAX452-0786	
	学校教育課	就学・転入学手続き／学校給食／学校安全・学校保健／就学援助／育英資金の給与／入学資金の給付 ※鹿野山少年自然の家、学校給食センター、市立小学校・中学校・高等学校	☎451-1133 FAX452-0786	
	指導課	教育課程・学習指導等への指導・助言／教科書の無償給与／教職員の研修計画 ※総合教育センター	☎451-1132 FAX452-0786	
教育委員会 生涯学習部	社会教育課	社会教育の振興／生涯学習の推進／芸術文化の振興／文化財の保護／市史編さん／青少年の健全育成および施設の整備／青少年関係団体の育成／青少年相談員の支援／放課後子供教室 ※公民館、図書館、プラッツ習志野、富士吉田青年の家、青少年センター	☎453-9382 FAX453-9384	
	生涯スポーツ課	生涯スポーツの推進および施設の整備 スポーツ関係団体の指導育成 ※スポーツ施設	☎453-7378 FAX453-9384	
行政委員会	議会事務局	庶務課	議会の予算および執行管理、議場等の管理、議会報発行	☎453-9232 FAX453-7767
		議事課	議会運営、請願・陳情の受付、会議録の作成	☎453-7465 FAX453-7767
	監査事務局		市の財務の執行および経営並びに財政援助団体等に関する監査事務	☎453-9218 FAX453-9219
	農業委員会事務局		農業全般に関する総合調整	☎453-7708 FAX454-0300
	選挙管理委員会事務局		選挙人名簿の調製、選挙の管理執行、常時啓発、直接請求	☎453-9215 FAX453-9219





消防本部	消防総務課	本部内の企画・調整／施設の管理／予算の編成・執行／人事・給与・研修／消防団・消防協力隊関係	☎452-1282 FAX454-8151
	予防課	建築物の消防同意／消防用設備等の設置・検査／危険物等の規制／予防査察／火災予防上の届出事項の受理・検査／防災協会関係／火災の原因・損害の調査	☎452-1284
	警防課	警防計画／救急・救助事務／消防水利関係／消防統計／開発行為に基づく指導／消防装備の整備・管理／通信機器の整備・管理／ちば北西部消防指令センター関係	(警防・救急係) ☎452-1283
	中央消防署 東消防署	水火災の警戒・防ぎょ・鎮圧／水利施設の調査・保全／救急・救助業務／火災の原因・損害調査／自主防災訓練等の指導／予防査察／火災予防上の届出事項の受理／通信運用・指揮統制(中央消防署のみ) ※秋津・谷津奏の杜・藤崎出張所	中央消防署 ☎452-1286 (指揮統制室) ☎452-1212 東消防署 ☎472-1498
企業局 業務部	企業総務課	局内の総合調整／人事・給与・研修／庁舎管理／契約／広報あじさいの発行／事務の電算化／公営企業運営協議会	☎475-3322 FAX477-8984
	公営企画課	ガス・水道・下水道事業の長期計画の策定／ガス・水道事業の許認可申請・統計・調査／ガス原料の購入計画および受水計画	☎475-3323
	経理課	予算／決算／資金計画／資金運用／現金および有価証券の出納保管	☎475-3324
	営業料金課	営業基本計画／需要開発／ガスの販売および拡販／料理教室、ガスフェスタ等のイベント開催／メーター検針、料金の調定・収納／料金問い合わせ／ガス・水道・下水道の使用開始・中止	☎475-3305 FAX493-8989 (料金センター) ☎475-3320
企業局 工務部	工務管理課	部内の総合管理／工事等の検査および進行管理／ガスの託送供給／工事資材の出入庫および管理／技術研修	☎475-3637
	ガス水道建設課	ガス・水道の供給に係る事前協議／ガス・水道管の整備計画・設計・施工管理・工事費の精算／ガス装置工事の申込受付・設計・施工管理／給水装置工事の設計審査／指定給水装置工事業業者・指定ガス工事店等の指導および監督	☎475-3295
	ガス水道供給課	ガス・水道構内の施設設備計画、設計、施工、維持管理／ガス・水道の原料・水源の受入れ／ガス・水道の供給	☎475-3255 FAX471-8990
	ガス水道保安課	ガス・水道管の維持管理／ガス漏れ、漏水等の調査および修理／ガス機器の調査／安全使用の指導／メーターの取替え／貯水槽水道の管理指導／他工事立ち会い／経年埋設内管の対策推進	☎475-3546
	下水道課	下水道計画の策定／下水道等の建設・維持管理／水洗普及／排水設備の指導	☎477-5351
	津田沼 浄化センター	下水道排水の処理	☎451-2291 FAX452-6406





# 届け出・証明



## 住民票(住民基本台帳)

問 庁舎GF 市民課 ☎453-9249

### 各種届け出

各種届け出の受付は、市民課のみで行っています。各連絡所では受付をしていませんのでご注意ください。

届出書類	届出期間	届け出に必要なもの	届出人
転入届 (市外から引っ越してきたとき)	新しい住所に住んでから 14日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転出証明書</li> <li>・本人確認書類</li> <li>・マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード(所有者)</li> <li>・後期高齢者医療被保険者証(該当者のみ)</li> <li>・在留カードまたは特別永住者証明書(外国人)</li> </ul>	本人または 同一世帯員
転居届 (市内で引っ越したとき)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認書類</li> <li>・マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード(所有者)</li> <li>・国民健康保険被保険者証(加入している人)</li> <li>・後期高齢者医療被保険者証(該当者のみ)</li> <li>・介護保険被保険者証(該当者のみ)</li> <li>・在留カードまたは特別永住者証明書(外国人)</li> </ul>	
転出届 (市外に引っ越すとき)	新しい住所に住む前、または住んでから14日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認書類</li> <li>・印鑑登録証(登録している人)</li> <li>・国民健康保険被保険者証(加入している人)</li> <li>・後期高齢者医療被保険者証(該当者のみ)</li> </ul>	
世帯主変更届／世帯合併届 世帯分離届／世帯変更届	変更があった日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認書類</li> <li>・国民健康保険被保険者証(加入している人)</li> <li>・後期高齢者医療被保険者証(該当者のみ)</li> </ul>	

届け出・証明

- ※本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、住民基本台帳カード、健康保険証など)
- ※代理人が届け出をするときは、委任状、代理人の本人確認書類を持参してください。
- ※住所変更等に伴い、健康保険、介護保険、学校、児童手当などの手続きも必要となります。手続きにより、必要なものが異なりますのでご注意ください。



戸籍は、個人の身分関係を公に証明する大切なもので、夫婦と結婚していない子どもを単位として、一戸籍がつけられます。この戸籍のあるところを本籍地といいます。下表は戸籍に関する届け出の主なものです。この他、養子縁組、養子離縁、離婚、転籍などがあります。戸籍の届け出は、開庁時間の他、夜間や休日にも警備員室にて受け付けています。詳しくは市民課へお問い合わせください。

▶各種届け出

各種届出	届け出に必要なもの	注意する点
<p><b>出生届</b></p> <p>生まれた日を含めて14日以内に、生まれたところ、父母の本籍地、届出人の所在地の市区町村のいずれかに届けなければなりません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届書</li> <li>・母子健康手帳</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届書の右半分に医師か助産師の証明が必要です。</li> <li>・名前に使える文字は常用漢字、人名用漢字、ひらがな、カタカナです。</li> </ul>
<p><b>死亡届</b></p> <p>死亡の事実を知った日から7日以内に、死亡したところ、死亡者の本籍地、届出人の所在地の市区町村のいずれかに届けなければなりません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届書の右半分に医師の証明が必要です。</li> </ul>
<p><b>婚姻届</b></p> <p>届出日の定めはありませんが、届け出をしないと法律上正式な夫婦となりません。夫または妻の本籍地が所在地のいずれかの市区町村に届けることができます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届書(届書は市民課他、各連絡所にも用意しています)</li> <li>・戸籍(全部)事項証明書(戸籍謄本) ※本籍地に届け出る場合は不要</li> <li>・届出人の本人確認書類</li> <li>・姓の変わる人のマイナンバーカードまたは住民基本台帳カード(所有者)、国民健康保険被保険者証(加入している人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届書には成年の証人2人の署名が必要です。</li> </ul>

※本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、住民基本台帳カード、健康保険証など)

届け出・証明





印鑑登録の受付は市民課およびJR津田沼駅南口連絡所で行っています。

申請する人	手続きおよび登録する印鑑の他に必要なもの
本人	<p>即日登録するには、次の①～②のいずれかを持参してください。</p> <p>①官公署発行の顔写真付身分証明書(マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・在留カード等)                      ※特殊加工またはプレス印のあるもので有効期限内のもの</p> <p>②保険証等の本人確認書類および本市に印鑑登録している人が「登録申請者が本人である」ことを保証した書面(保証書)(見本①)</p>
代理人 (病気など、やむを得ないとき)	<p>照会による登録(保険証等の本人確認書類の持参)                      登録申請後、市から郵送で本人宛てに文書照会をします。                      回答書に本人が必要事項を記入し、本人確認書類と登録印を併せて持参してください。                      ※郵送で文書照会を行うため、登録に日数がかかります。</p>
代理人 (病気など、やむを得ないとき)	<p>登録申請には、委任状(見本②)および代理人の本人確認書類が必要です。                      登録申請後、市から郵送で本人宛てに文書照会をします。回答書に本人が必要事項を記入し、登録者の本人確認書類および代理人の本人確認書類と登録印を併せて持参してください。                      ※郵送で文書照会を行うため、登録に日数がかかります。</p>

届け出・証明

- ※15歳未満の人は登録できません。
- ※成年被後見人が手続きをする場合は、市民課へお問い合わせください。

### ▶ 印鑑登録証明書

本人が印鑑登録証(カード)を持参して申請してください。代理人が申請する場合は印鑑登録証(カード)を持参するとともに、申請書に、登録者の住所・氏名・生年月日を正しく記載してください。

### ▶ 印鑑登録の廃止、印鑑登録証の紛失など

印鑑登録の廃止、登録印鑑・印鑑登録証(カード)の紛失の際は、市民課に届け出てください。代理人が申請する場合は、委任状が必要です。再び登録する場合は、初めてのときと同じ手続きになります。

### ▶ 保証書・委任状

保証書は保証人が直筆し、保証人の登録印を押してください。

#### 見本①

保証書	
(印鑑登録申請者)	住所 氏名 生年月日
上記印鑑登録申請者は、本人であることを保証します。	
(保証人)	印鑑登録証番号 住所 氏名 生年月日 令和 年 月 日
習志野市長あて	登録印

委任状は登録申請者本人が直筆してください。

#### 見本②

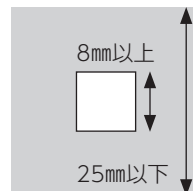
委任状	
(代理人)	住所 氏名
上記の者に、次の権限を委任します。	
印鑑登録申請	をすること。
(本人)	令和 年 月 日 住所 氏名 電話番号
	印

委任する事項により次の通り記入してください。

- ①印鑑登録をするとき → 「印鑑登録申請」
- ②印鑑登録を廃止するとき → 「印鑑登録の廃止」
  - 登録印鑑や印鑑登録証(カード)の紛失、別の印鑑への変更、登録が不要になった場合など
- ③印鑑登録の廃止・印鑑登録申請は、両方を併記してください。 → 「印鑑登録の廃止・印鑑登録申請」

### ▶ 登録できない印鑑

1. 住民基本台帳に記録されている「氏名」「氏」「名」「旧氏」「通称」を表していないもの
2. 職業、資格、その他、氏名以外の事項を表しているもの
3. ゴム印、その他の印鑑で変形しやすいもの(ゴム、連続スタンプ等)
4. 印影を鮮明に表しにくいもの
  - ア. 輪郭がないものまたは欠損の甚だしいもの
  - イ. 刻印された氏名の一部が欠損したもの
  - ウ. 印章そのものを逆に刻印したもの(凹凸が逆になっているもの)
5. 印影の大きさが一辺の長さ8mmの正方形に収まるもの、一辺の長さ25mmの正方形に収まらないもの



マイナンバーカード(個人番号カード)とは、表面に顔写真・氏名・住所・生年月日・性別が表示され、裏面にはマイナンバーが記載されたICチップ搭載のプラスチック製カードです。取得は任意で、身分証明書として利用できるほか、e-Tax(国税電子申告・納税システム)等の電子申請をはじめ、マイナポータル(個人ごとのポータルサイト)のログインや、コンビニエンスストアで証明書交付サービスが行える電子証明書も搭載されます。

- ※申請をしてから受け取りまでに1~2カ月程度かかります。
- ※紛失などによる再交付は800円(電子証明書を搭載する場合は1,000円)かかります。
- ※有効期間は発行日から10回目の誕生日(18歳未満は5回目、外国籍で在留期限のある人は在留期限まで)です。

## ▶ 申請

マイナンバー通知書類に同封された申請書に顔写真を貼付し、必要事項を記入して返信用封筒で郵送してください。

また、スマートフォンやデジタルカメラで撮影した顔写真を使用し、WEBサイトから申請をすることもできます。

なお、同封された申請書に記載されている氏名・住所等に変更があった場合は、市民課へお問い合わせください。

## ▶ 交付

交付の準備が整い次第、市から交付通知書とご案内を郵送します。必要書類をご確認の上、ご本人がカードの受け取りにお越しください。

窓口で本人確認と暗証番号を設定のうえ、マイナンバーカードをお渡しします。

## ▶ カード券面情報の変更

マイナンバーカードの券面に記載されている住所や氏名等に変更があった場合には、新たな住所や氏名等を追記欄に記載しますので、ご本人が市民課窓口でカードを持参してください。

## ▶ カードを紛失等した場合には

マイナンバーカードを無くした場合には、すぐにマイナンバー総合フリーダイヤル(☎120-95-0178:無料)に連絡してください。

## 証明書コンビニ交付サービス

問 庁舎GF 市民課(住民票、印鑑証明書、コンビニ交付、マイナンバーカード全般について) ☎453-9249  
税制課(課税・非課税証明書、所得証明書について) ☎453-9247

利用者証明用電子証明書が記録されたマイナンバーカードをお持ちの人は、全国のコンビニエンスストアで証明書を取得することができます(マイナンバーカード申請時に「利用者証明用電子証明書」を不要とした場合、コンビニ交付は利用できませんので、市民課にて手続きを行ってください)。

## ▶ 取得できる証明書

住民票の写し、記載事項証明書、印鑑登録証明書、市県民税課税(非課税)証明書、所得証明書、習志野市に本籍がある人の戸籍全部(個人)事項証明書、戸籍の附票の写し

- ※コンビニ交付サービスでは、窓口での申請と異なる制約事項、注意点があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。
- ※市県民税課税(非課税)証明書、所得証明書は、未申告や被扶養者など申告のない人は取得できません。

## ▶ 利用可能時間

- ① 午前6時30分~午後11時  
(戸籍証明書は市役所開庁日) ② 午前9時~午後5時
- ※システムメンテナンス日を除く

## ▶ 利用可能店舗

全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ 等

市内に住んでいる特別永住者について、下表の事項で変更などがあった場合は、届け出が必要です。この他、紛失・汚損・交換希望などの手続きもあります。詳しくは市民課までお問い合わせください。

申請の種類	申請期間	必要書類等	申請義務者
有効期間の更新	有効期間満了日の2カ月前から可能。 16歳未満については、6カ月前から可能。	・パスポート(所持する人のみ) ・特別永住者証明書 ・写真(16歳未満の人は不要)	本人 (16歳未満の 人については 代理申請) (注1)
住居地以外の記載事項の変更 (氏名など)	事由が生じた日から14日以内	・パスポート(所持する人のみ) ・特別永住者証明書 ・写真(16歳未満の人は不要) ・変更を生じたことを証する資料	

(注1) 代理人が届け出をするときの必要書類については市民課へお問い合わせください。

届  
け  
出  
・  
証  
明

## 各種証明書の交付申請

証明書の種類		証明統合窓口 (市民課)	東部/西部連絡所		JR津田沼駅南口連絡所	
		月～金曜日 ①午前8時30分 ～午後5時	月～金曜日 ①午前8時30分 ～午後5時	第2土曜日・ 第4日曜日 ①午前8時30分 ～午後5時	月～金曜日 ①午前10時～ 午後8時	第2土曜日・ 第4日曜日 ①午前10時～ 午後6時30分
住民票	住民票の写し	○	○	○	○	○
	住民票記載事項証明書	○	○	○	○	○
印鑑	印鑑登録証(カード)	○	×	×	○	○
	印鑑登録証明書	○	○	○	○	○
戸籍	戸籍全部・個人事項証明書	○	○	○	○	○
	除籍・改製原戸籍謄抄本	○	○	○	○	○
	身分証明書	○	○	○	○	○
	戸籍の附票の写し	○	○	○	○	○
	受理証明書	○	○(注1)	×	○(注1)	×
	戸籍届書記載事項証明書	○	○(注1)	×	○(注1)	×
市税	課税証明書・所得証明書	○	○(注2)	○(注2)	○(注2)	○(注2)
その他	年金証明(現況届)	○	○	○	○	○
	不在籍・不在住証明書	○	○	○	○	○

転入・転出など住所の異動に関する届け出は市民課でのみ行っています。

※東部・西部連絡所は、第2土曜日の同一週の月曜日、第4日曜日の翌日の月曜日を振替休業します。

※次の証明書は、税制課窓口で発行しています。

固定資産評価額証明、固定資産公課証明、固定資産課税台帳記載事項証明、固定資産税課税台帳無登録証明、納税証明(市・県民税、固定資産税、軽自動車税、法人市民税)、完納証明、軽自動車の継続検査用納税証明、住宅用家屋証明、住所証明(法人の普通・軽自動車登録用)

(注1) 東部・西部連絡所の平日および南口連絡所の平日①午前10時から午後5時までの取り扱いです。開所日時とは異なりますのでご注意ください。

(注2) 未申告の場合、課税証明書・所得証明書は連絡所では発行できません。市役所市民税課で申告してからの発行となります。

## ▶ JR津田沼駅南口連絡所

### 受付時間

月～金曜日 ①午前10時～午後8時  
第2土曜日・第4日曜日 ①午前10時～午後6時30分  
※休業日：土・日曜日(第2土曜日、第4日曜日を除く)、  
祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

### 交通アクセス

JR津田沼駅南口から徒歩5分  
谷津1丁目16番1号 モリシア津田沼レストラン棟7階  
☎403-0343



## ▶ 東部・西部連絡所

受付時間 月～金曜日・第2土曜日・第4日曜日  
①午前8時30分～午後5時

※休業日：第2土曜日と同一週の月曜日、第4日曜日の翌日の月曜日、土・日曜日(第2土曜日、第4日曜日を除く)、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

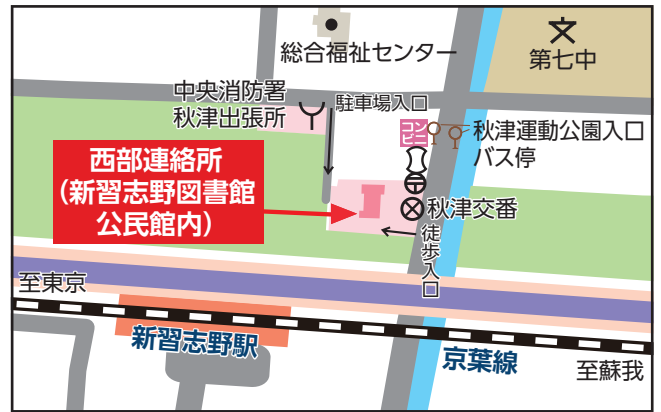
### 交通アクセス

実籾駅から徒歩3分  
実籾5丁目3番20号 ☎472-9234



## 交通アクセス

新習志野駅から徒歩5分、京成バス 秋津運動公園入口より徒歩3分  
秋津3丁目6番3号 ☎452-1933



## 連絡所で発行する証明書

住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍全部・個人事項証明書、除籍・改製原戸籍謄抄本、戸籍届出受理証明書(平日のみ①午後5時まで)、戸籍届書記載事項証明書(平日のみ①午後5時まで)、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書(印鑑登録証の持参者)、身分証明書、不在籍・不在住証明書、年金証明(現況届)、軽自動車住所証明、課税証明書、所得証明書(未申告の場合、課税証明書・所得証明書は連絡所では発行できません。市役所市民税課で申告してから発行となります。)

※来庁の際は、本人確認ができる書類をお持ちください。

## ▶ 電話による住民票の写しの申請

### 予約できる証明

住民票の写し(除票、改製原住民票の写し、住民票記載事項証明書を除く)

予約できる人 本人または同一世帯員

予約方法 月～金曜日(祝日を除く) ①午前8時30分～午後5時に市民課に電話で予約

受取方法 土・日曜日の①午前9時～午後5時に警備員室でお渡しします。

詳しくは市民課までお問い合わせください。

## ▶ 電子申請による住民票の写しの申請

### 申請できる証明

住民票の写し(除票・改製原住民票の写し、住民票記載事項証明書を除く)

予約できる人 本人または同一世帯員

申請方法 24時間  
ちば電子申請サービス



### 受取方法

- ①土日受取予約…予約した同一週の土・日曜日①午前9時～午後5時に警備員室でお渡しします。
- ②平日受取予約…月～金曜日(祝日を除く)①午前8時30分～午後5時に市民課でお渡しします。





## 予防接種

問 庁舎1階 健康支援課 ☎453-2922

### お子さんの予防接種

ワクチンの種類や受ける年齢によって接種回数や間隔が異なります。詳しくは市ホームページ等をご確認ください。

予防接種名		対象年齢	望ましい受け方
ヒブ感染症 ※1	初回	生後2カ月～5歳未満	生後2～7カ月未満で開始 4～8週の間隔を空けて1歳の誕生日の前日までに3回接種
	追加		3回目終了後、7～13カ月の間隔を空けて1回接種
小児肺炎球菌感染症 ※1	初回	生後2カ月～5歳未満	生後2～7カ月未満で開始 4週以上の間隔を空けて1歳の誕生日の前日までに3回接種
	追加		3回目終了後60日以上の間隔を空けて生後12～15カ月に1回接種
B型肝炎		1歳未満	生後2～9カ月未満の間に4週以上の間隔を空けて2回接種 1回目から20週以上の間隔を空けて3回目を接種
ロタウイルス感染症 (2種類のうちどちらかを 選択)	ロタリックス	出生6週0日から 24週0日の間	生後2カ月から出生14週6日後までの間に開始、4週間以上の間隔を空けて全2回経口接種
	ロタテック	出生6週0日から 32週0日の間	生後2カ月から出生14週6日後までの間に開始、4週間以上の間隔を空けて全3回経口接種
ジフテリア・百日せき・ 破傷風・ポリオ(DPT-IPV)	1期初回	生後2カ月～ 7歳6カ月未満	3～8週の間隔を空けて1歳の誕生日の前日までに3回接種
	1期追加		3回目終了後12～18カ月の間隔を空けて1回接種
結核(BCG)		1歳未満	生後5～8カ月未満までの間に1回接種
麻しん風しん混合(MR)	1期	1歳～2歳未満	1歳の誕生日を迎えたら1回接種
	2期	小学校就学前の1年間	年長になったら1回接種
水痘(水ぼうそう)		1歳～3歳未満	生後12～15カ月の間に1回接種 その後6～12カ月の間隔を空けて2回目を接種
日本脳炎 ※2	1期初回	生後6カ月～	3歳で1～4週の間隔を空けて2回接種
	1期追加	7歳6カ月未満	2回目終了後、おおむね1年後に1回接種
	2期	9歳～13歳未満	小学4年生で1回接種 個別に予診票を郵送
ジフテリア・破傷風(DT)		11歳～13歳未満	小学6年生で1回接種 個別に予診票を郵送
ヒトパピローマウイルス 感染症(HPV)(子宮頸がん) ※3	サーバリックス	小学校6年生～ 高校1年生相当年齢の 女子	ワクチンの種類や受ける年齢によって、接種回数や間隔が異なります。 中学1年生に個別で通知
	ガーダシル		
	シルガード9		

※1 接種開始月齢によって、接種回数が変わります。

※2 平成19年4月1日までに生まれた20歳未満の人  
→全4回(1期:3回、2期:1回)を完了していない場合は、不足分を接種可(特例措置)。

※3 接種の機会を逃した平成9年4月2日以降に生まれた女性で、過去にHPVワクチンを合計3回接種していない人は、令和7年3月末まで接種できます(キャッチアップ接種)。

予診票は生後1カ月頃に郵送します。転入者には母子健康手帳交付室、各ヘルスステーション、健康支援課で交付します。母子健康手帳を持参してください。また、「ちば電子申請サービス」でも交付できます。

法律の改正などにより、実施内容が変更となることがあります。最新情報は市ホームページをご確認ください。

## 高齢者予防接種

予防接種名	対象年齢	助成回数 (自己負担金あり)
高齢者インフルエンザ	①満65歳以上の希望者 ②満60歳から64歳で、心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障がいがあり、身体障害者手帳1級または同程度の診断を受けている人	毎年1回
高齢者肺炎球菌感染症	①今年度65歳になる人 ②今年度66歳以上の人 ③満60歳から64歳で、心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障がいがあり、身体障害者手帳1級または同程度の診断を受けている人	生涯に1回接種 (過去に自費で接種済みの人は助成の対象外)

## 母子保健

問 庁舎1階 健康支援課 ☎453-2967

- 妊娠届(母子健康手帳の交付) ※ ● 妊婦相談
  - 妊婦・乳児健康診査、新生児聴覚検査
  - ママ・パパになるための学級 ● 産後ケア事業
  - 新生児訪問 ● 母子保健推進員訪問
  - 乳幼児の健康相談
  - 健康診査(1歳6か月児・3歳児) ● 幼児相談
  - 離乳食教室 ● 歯みがき教室
  - 未熟児養育医療給付
- ※ 転入した妊婦・乳幼児(4歳未満)は、母子健康手帳交付室(庁舎2階)にお寄りください。

## 成人保健

問 庁舎1階 健康支援課 ☎453-9302

- 各種健康診査(特定健診・後期高齢者健診・がん検診・歯科健診など)
- ※ 対象の人には、お知らせを郵送しています。
- 健康相談 ● 健康教育 ● 訪問指導
- ※ 詳しくは広報習志野(毎月1日号「保健だより」他)で随時お知らせします。

## 高齢者保健(65歳以上)

問 庁舎1階 健康支援課 ☎453-9302

- 健康相談 ● 健康教育 ● 介護予防

## 保健所の健康相談・検査

問 県習志野健康福祉センター(習志野保健所)  
☎475-5151 FAX475-5122

- 精神保健福祉相談(予約制・無料)
  - 精神障がい経験者によるピアサポート相談(予約制・無料)
  - DV(配偶者暴力)相談(予約制・無料)
  - エイズ(HIV抗体)検査(予約制・無料)
  - 腸内細菌検査(有料)
  - B型・C型肝炎検査(予約制・無料)
- ※ 相談日、受付時間など詳しい内容については習志野健康福祉センターへお問い合わせください。





制度名	対象者など	内容	備考	
認定	身体障害者手帳	視覚・聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく機能の障がい、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の機能または免疫機能に障がいのある人	等級に応じて各種福祉制度が利用できる	
	療育手帳	知能指数がおおむね75以下の知的障がいのある人	障がい程度に応じて各種福祉制度が利用できる	
	精神障害者保健福祉手帳	精神疾患により、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人	等級に応じて各種福祉制度が利用できる	発達障がいを含む
手当	特別児童扶養手当(国)	20歳未満の心身に障がいのある児童を監護している父母(養育者) ※原則所定の診断書により認定	【1級】月額53,700円 【2級】月額35,760円 【支給月】4・8・12月(12月については11月に支給)	所得制限あり 施設入所児を除く
	障害児福祉手当(国)	20歳未満で重度の障がいの状態にあるため日常生活において常時の介護を必要とする人 ※原則所定の診断書により認定(おおむね身障手帳1級、または療育手帳④該当者で、常時の介護を必要とする人)	【月 額】15,220円 【支給月】5・8・11・2月	所得制限あり 施設入所児を除く
	特別障害者手当(国)	20歳以上で著しく重度の障がいの状態にあるため日常生活において常時特別の介護を必要とする人 ※原則所定の診断書により認定(おおむね重度の障がいを重複している人、または療育手帳④の1該当者で、常時特別の介護を必要とする人)	【月 額】27,980円 【支給月】5・8・11・2月	所得制限あり、施設入所者、3カ月以上入院している人を除く
	心身障害者福祉手当(県)	・療育手帳④の1、④の2、Aの1、Aの2の20歳以上の在宅者 ・自宅において、おおむね6カ月以上寝たきりで日常生活に常時介護を必要とする20~65歳未満の身障手帳所持者	【月 額】8,650円(ただし、生活保護受給者は8,000円) 【支給月】4・8・12月	特別障害者手当(国)と併給不可。所得制限あり。施設入所者、3カ月以上入院している人、介護保険の給付を受けている人を除く

制度名		対象者など	内容	備考	
助成	自立支援医療 (更生医療・育成医療・精神通院)	身体障がい者および精神障がい者	健康保険適用による自己負担を1割に軽減	所得により月負担限度額を設定 所得制限あり	
	重度心身障害者(児) 医療費等助成	身障手帳1～2級、療育手帳④・A、精神保健福祉手帳1級の人 ※すでに制度を利用している人を除いて65歳以上の人は対象外です。	保険適用の自己負担のうち、他の法令などによる公費負担および付加給付を除いた額を助成	所得制限あり	
	精神障がい者入院医療費の助成	6カ月以上精神疾患により入院している精神障がい者(児)	保険適用の自己負担のうち、付加給付などを除いた額の4分の1を助成	所得制限あり	
	身体障がい者補装具の交付、修理	身障手帳の交付を受けた身体障がい者(児)	義肢、装具、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、電動車いす、歩行器・歩行補助つえ(T字のものを除く)等	原則1割自己負担あり 所得制限あり 介護保険が優先になる場合あり	
	福祉タクシー利用助成	本人(18歳未満は世帯全員)が非課税で次のいずれかに該当する人 ・身障手帳1～2級、視覚・下肢・体幹の3級、じん臓機能障がいの3級・4級で人工透析を受けている人 ・療育手帳A以上の人 ・精神保健福祉手帳1級の人	500円の券を月5枚、年60枚以内交付	市の指定を受けたタクシー会社などに限る	
	施設等通所交通費助成	公共交通機関などを利用して、障がい者施設などに通う人	原則、交通費の2分の1助成	【限度額(月)】 公共交通機関5,000円 自家用車・自転車など1,000円	
	千葉県心身障害者扶養年金	県内居住65歳未満で以下の人を扶養している人が加入できる ・身障手帳1～3級の人 ・知的障がい者(児) ・精神または身体に永続的な障がいのある人(上記と同程度の人)	【給付額】 ・年金(加入者の死亡など) 1口加入、月2万円 (2口加入、月4万円)	【掛け金】 加入時の年齢に応じ 9,300～23,300円 (2口目も同じ)	
障害福祉サービス	介護給付	療養介護	サービス利用の申請をして支給決定され、受給者証の交付を受けている人	障がい程度が一定の人に、生活向上または療養上の必要な介護を行う	原則1割負担 低所得の人は0円
		居宅介護(ホームヘルプ)			
		重度訪問介護			
		行動援護			
		生活介護			
		同行援護			
		短期入所(ショートステイ)			
		重度障害者等包括支援			
	訓練等給付	施設入所支援			
		自立訓練	サービス利用の申請をして支給決定され、受給者証の交付を受けている人	身体的または社会的なりハビリテーションや就労につながる支援を行う	
		就労移行支援			
		就労継続支援			
		就労定着支援			
		自立生活援助			
共同生活援助(グループホーム)					

制度名		対象者など	内容	備考
障害児通所給付	児童発達支援	給付利用の申請をして給付決定され、受給者証の交付を受けている人	児童の身体的または社会的な発達を促す支援を行う	原則1割負担 低所得の人は0円
	医療型児童発達支援			
	放課後等デイサービス			
	居宅訪問型児童発達支援			
	保育所等訪問支援			
相談	身体障害者総合相談	身障手帳所持者	選任の相談員が相談に応じる	千葉県身体障害者福祉協会 ☎043-245-1746 FAX043-245-1578
	身体障がい者相談員	視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由者および内部障がい者の更生援護に関する相談がある人	身体障がい者の更生援護に関する相談に応じる	相談員 小川俊子(肢) ☎・FAX452-3566 新井忠夫(肢) ☎070-4223-1833 澤瀬哲雄(視) ☎475-5430 村山輝子(内) ☎・FAX451-5581 佐々木巖(聴) FAX477-4559
	知的障がい者相談員	知的障がい者の家庭における療育、生活などに関する相談がある人	知的障がい者の家庭における養育、生活などに関する相談に応じる	相談員 早川早苗 ☎・FAX474-6275 石倉節子 ☎・FAX451-3864 宗村明子 ☎・FAX471-6258
割引・減免	電車運賃の割引	介護者が同行する第1種身体障がい者(児)、第1種知的障がい者(児)	本人および介護者それぞれ5割引	乗車券販売窓口到手帳を提示
		単独で乗車する身障手帳、療育手帳の所持者	本人のみ5割引、ただし片道100km以上の場合	
	バス運賃割引	身障手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳所持者、同行する介護者	各バス会社にお問い合わせください	
	航空運賃の割引(国内線のみ)	身障手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の所持者(12歳以上)	本人・介護人ともに割引	割引率は航空運送業者・路線によって異なる
	有料道路通行料金の割引	・身障手帳所持者が自ら運転する場合 ・第1種身体障がい者(児)、第1種知的障がい者(児)を乗せて本人以外が運転する場合	5割引 事前に登録できる自動車に条件あり。 登録されていない自動車も一定の要件のもとで割引可。	2年ごとに更新が必要
	NHK放送受信料の免除	身体障がい者(児)・知的障がい者(児)・精神障がい者(児)が世帯構成員であり、世帯全員が住民税非課税の場合	全額免除	地上および衛星放送に適用
・視覚・聴覚障がい者が世帯主で受信契約者の場合 ・重度の障がい者(身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者)が世帯主で受信契約者の場合		半額免除		
訓練	中途視覚障害者自立更生訓練	18歳以上の中途視覚障がい者	歩行訓練、日常生活動作訓練、コミュニケーション訓練など	視覚障害者総合支援センターちば
その他	自動車税・軽自動車税減免	身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳保持者の重度者と中・軽度の一部の人、または精神保健福祉手帳1級の人	所有する車、あるいは専らその人のために利用する車について税を減免する	県自動車税事務所、県税事務所(軽自動車税は市役所税制課)

制度名	対象者・内容など	備考
相談支援事業	地域生活を支援するためさまざまな相談に応じる	無料
意思疎通支援事業	手話通訳などの派遣を行いコミュニケーションを支援	
地域活動支援センター	日中活動を支援するセンターの利用	原則1割負担 (所得に応じ負担割合が軽減)
日常生活用具給付等事業	日常生活における福祉用具の給付貸与	
移動支援事業	社会参加のための移動時のヘルパーの支援	
日中一時支援	障がいのある人の日中の生活の場を確保。家族の就労支援や一時的な休息。放課後ケアができるよう、障がいのある人に活動の場の提供。見守りや訓練など	
訪問入浴サービス	施設入浴ができない場合の訪問による入浴サービス	
点字・声の広報等発行	・重度の視覚障がい者に対しCDに吹き込んだ広報等の郵送 ・点字を読む視覚障がい者に対し点字の広報等の郵送	無料
自動車改造助成	身体障がい者自らが所有し運転する自動車の走行装置および駆動装置などの改造に要した費用の助成	限度額10万円 (等級などの要件あり)
自動車運転免許取得助成	身体障がい者本人の運転免許取得に要した費用の3分の2を助成	
成年後見制度利用支援事業	・身寄りがない等の理由で申し立てをする人がいない場合に支援 ・市長が審判請求した成年被後見人などで後見人などの報酬について助成 ・裁判申立に要する費用などを負担することが困難な場合に支援	



## 低所得者福祉

問 庁舎1階 生活相談課 ☎453-9205

制度名	対象者など	内容
支援・措置	生活保護	生活に困窮する人が、その利用できる資産、能力などを最低限度の生活維持のために活用し、また民法による扶養、他の法律に定める給付を保護に優先して受けても、国で定めた最低生活が営めない場合、保護の対象となる
	行旅病人取扱	歩行することができない行旅中の病人で、療養の必要があるが救護者がいない場合に、その費用を支給
助成	修学旅行支度金助成	生活保護法による保護受給中の児童生徒が、修学旅行に参加するとき 小学生1人につき 3,000円 中学生1人につき 5,000円 高校生1人につき 10,000円

問 庁舎分室[サンロード津田沼]6階 らいふあっぷ習志野 ☎453-2090

制度名	対象者など	内容
自立支援	生活困窮者自立支援事業	【自立相談支援】生活や就労に困っている人の相談を受け、プランを立てて必要な支援を行う 【家計改善支援】失業や債務により生計が不安定になった世帯の家計について、プランを立てて、改善を支援する 【子どもの学習・生活支援】中学生への学習・生活支援および高校生の退学防止・進路相談などを行う 【就労準備支援】直ちに就労することが難しい人を対象に、基礎能力の育成を支援する
助成	住居確保給付金	【月額限度額】 単身世帯 46,000円 2人世帯 55,000円 3~5人世帯 59,800円 6人世帯 64,000円 7人以上世帯 71,800円 離職等によって経済的に困窮し、住居を喪失またはその恐れのある人に対し家賃補助を支給 ※年齢・収入・資産要件あり

制度名	対象者など	内容	問い合わせ等	
手当・助成	難病患者見舞金	<p>千葉県が発行した次のいずれかの受給者証の認定があり、医療機関で治療を受けている人</p> <p>①特定医療費(指定難病)受給者証 ②千葉県小児慢性特定疾病医療受給者証 ③特定疾患医療受給者証 ④千葉県先天性血液凝固因子障害等受給者証</p> <p>※新規申請は事前に要問い合わせ</p>	<p>【支給月額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通院:6,000円(月1日以上)の通院または15日未満の入院)</li> <li>・入院:12,000円(月15日以上)(生活保護受給者は8,000円)</li> </ul> <p>【支給回数】年2回</p> <p>※支給開始は申請手続きをした月の翌月分からになります。</p>	<p>必要なもの</p> <p>【転入する人】 振込先の銀行口座番号・特定医療費(指定難病)受給者証など</p> <p>※月内に要申請</p> <p>【転居する人】 ※要届け出</p>
	災害見舞金	本市の区域内で発生した火災、豪雨または洪水による罹災者	<p>①家屋災害見舞金 限度額500,000円 火災による被害に遭った家屋の所有者に対し支給。ただし所有者(本市に住所を有する人)が固定資産税を納付していない場合は支給しない。</p> <p>②罹災見舞金 限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災による家具または被服等の被害 一般世帯30,000円/1世帯、単身世帯15,000円/1人</li> <li>・消火作業による家具または被服等の被害 一般世帯10,000円/1世帯、単身世帯5,000円/1人</li> <li>・豪雨または洪水による床上浸水の被害 一般世帯10,000円/1世帯、単身世帯5,000円/1人</li> </ul>	
	原爆被爆者見舞金	本市に住所を有する人で、広島および長崎に投下された原子爆弾の被爆者 ※新規申請は、事前に要問い合わせ	見舞金額 【月 額】2,000円 【支給月】3・9月	<p>【転入する人】 振込先の銀行口座番号・被爆者健康手帳</p> <p>※月内に要申請</p> <p>【転居する人】 ※要届け出</p>
相談	民生委員・児童委員	地域の生活困窮者および児童、心身障がい者(児)、高齢者などについての相談・援護	生活保護・児童福祉・高齢者福祉・心身障がい者(児)の援護などに関すること	定数206人 (内、主任児童委員24人)
	人権相談	いじめ・暴力・虐待・差別などの人権問題や人権侵害に関する相談	<p>【相談日】毎月第3火曜日</p> <p>【時 間】①午後1時から午後3時(受付:①午後2時30分まで)</p> <p>【場 所】市民相談室(サンロード津田沼6階)</p>	社会福祉課 ☎453-7375
	心配ごと相談	家庭内など日常生活上のさまざまな悩みごと・心配ごとに関すること	<p>【相談日】月～木曜日と毎月第2土曜日(祝日を除く)</p> <p>【時 間】①午後1時から午後4時(受付:①午後3時30分まで)</p> <p>【場 所】市民相談室(月～木曜日) 東習志野コミュニティセンター3階・総合福祉センター2階(第2土曜日)</p>	<p>【問い合わせ】 社会福祉協議会 ☎452-4161</p> <p>【相談専用電話】 ☎451-9494 (第2土曜日のみ)</p>



制度名	対象者など	内容	問い合わせ等	
その他	人権擁護委員	さまざまな分野の人たちが、地域の中で人権思想を広め、人権が侵害されないように配慮して、人権を擁護していくことを目的に活動を行う 【定員】11人	人権問題に関する相談の受付、人権教室の実施、市内イベント時における街頭啓発活動 【定員】11人	
	保護司	犯罪を犯した人の更正を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、地域社会の浄化を図り個人および公共の福祉に寄与する 【定数】25人	犯罪や非行を犯してしまった人たちが罪を償い立ち直るための援助、犯罪予防活動(“社会を明るくする運動”の実施) 【定数】25人	
	戦没者・戦傷病者関係	満州事変以降の戦没者(軍人、軍属、準軍属)の遺族、戦傷病者などへ各種恩給および弔慰金などの援護手続き	国による各種援護措置の受付、案内	社会福祉課 ☎453-7375
	地域赤十字奉仕団	赤十字の人道、博愛の精神の下に、赤十字の使命とする人道的な諸活動を実践しようとする人々が集まり、地域的に結成されたボランティア組織	献血事業の推進、講習による救急法の普及、社会福祉活動への参加(本市には14分団)	
	献血推進協議会	尊い生命を救うための血液需要に対処し、あわせて地域に密着した献血思想の普及と啓発を図る	街頭献血の計画・実施、献血キャンペーンなどの啓発活動	
	地域福祉センター「いずみの家」	地域福祉活動を推進する人および団体	研修室などの場を提供し、地域住民の福祉増進を図る	社会福祉協議会 ☎452-4161
	中国残留邦人等に対する支援	中国残留邦人などで以下の全てに該当する人 ・明治44年4月2日～昭和21年12月31日生まれの人 ・永住帰国した日から引き続き1年以上国内に住所を有している人 ・昭和36年4月1日以降に初めて永住帰国した人	地域社会における生活支援 老齢基礎年金を補充する支援給付	社会福祉課 ☎453-7375 生活相談課 ☎453-9205
災害弔慰金申請	【暴風・洪水・地震など災害で死亡したとき】 ※ケースにより必要書類が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。		社会福祉課 ☎453-7375	





制度名	対象者など	内容	問い合わせ
福祉タクシー利用助成	本人が非課税で65歳以上で要介護3・4・5の介護認定を受けている人	500円の券を月5枚、年60枚以内交付 【利用できるタクシー】 市の指定を受けたタクシー会社など	障がい福祉課 ☎453-9206
高齢者外出支援事業	75歳以上の高齢者世帯(所得制限あり) ※福祉タクシーとの併用不可	500円の券を月3枚、年36枚以内交付 【利用できるタクシー】 市の指定を受けたタクシー会社など	高齢者支援課 ☎454-7533
在宅高齢者紙おむつ支給	65歳以上の在宅高齢者で、要介護3以上の認定を有する人	紙おむつ等から1種類を選択、課税状況により支給枚数が異なる 【支給月】4・7・10・1月	
はり、きゅう、マッサージ等の施術費用の助成	65歳以上の高齢者または18歳以上の身体障害者手帳を持っている人(所得制限あり)	施術費用1回につき700円を助成(1カ月当たり2枚)	
あじさいクラブ活動助成(老人クラブ)	単位老人クラブおよびあじさいクラブ連合会	単位老人クラブおよびあじさいクラブ連合会に助成	
外国人高齢者福祉手当	大正15(1926)年4月1日以前生まれで、制度上、国民年金に加入することができなかった外国人高齢者	【月 額】5,000円 【支給月】4・8・12月 所得、永住許可者・特別永住者などの制限あり	

**手  
当  
助  
成**
**健  
康  
・  
福  
祉**

	制度名	対象者など	内容	問い合わせ
在宅福祉サービス	福祉電話貸与等事業	在宅のおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者など 市民税非課税世帯が対象	福祉電話の貸与および使用料の助成	高齢者支援課 ☎454-7533
	緊急通報サービス事業	在宅のおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者など	簡単な操作で看護師などが24時間常駐しているコールセンターへ通報できる機器を貸与。緊急時の通報以外に、日常の健康相談に応じる。課税状況により、利用料の自己負担あり。	
	GPS端末利用料助成事業	次の要件を満たす人を常時介護する人 ・60歳以上の在宅で介護を受けている人 ・認知症状により外出中に行方不明になるおそれのある人	位置探索システムの利用契約をしたときの購入費と月額利用料を助成	
	「食」の自立支援事業	おおむね65歳以上の単身、高齢者のみの世帯などで、加齢および傷病などの理由により、食事の準備が困難な人	食に関わる各種サービスとの利用調整を図り、必要に応じ配食および安否確認を実施	
	成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な65歳以上の認知症高齢者	成年後見制度の手続きを行う親族がいない人で、制度利用の必要性を認めた場合は、市が法定後見開始の手続きおよび費用の立て替えを行う	
	車イス貸出し	けがや病気などによる歩行困難で在宅の人(原則として介護保険のサービスを受けている人は利用不可)	【利用料金】 月額500円(利用料金免除制度あり) 貸出期間は原則3カ月まで 1週間以内の利用は無料	
相談	認知症高齢者介護相談	認知症の心配がある本人および家族	認知症に関することや在宅福祉サービス等の相談、精神科医などによる相談 原則第2・4金曜日 予約制(各回2件まで) 時間はいずれも☉午後2時30分～午後4時30分 【場 所】高齢者支援課	高齢者支援課 ☎454-7533
	高齢者相談員制度	65歳以上の高齢者	日常生活に不安のある高齢者や閉じこもりがちな高齢者などの世帯を定期的に訪問	

	制度名	対象者など	内容	問い合わせ
相談	成年後見センター	高齢者・障がい者およびその家族関係者等	成年後見制度に関する相談 【相談日】毎週月曜日～金曜日(祝日、年末年始除く) 【時間】◎午前8時30分～午後5時 【場所】社会福祉協議会	社会福祉協議会 ☎452-4161
	介護サービス相談員派遣事業	介護保険のサービスを受けている人およびその家族	介護相談員が介護サービスの場を定期的に訪ね、利用者とその家族の相談に応じる	介護保険課 ☎453-7345
	高齢者相談	高齢者およびその家族	高齢者やその家族の悩みや相談	千葉県 高齢者福祉課 ☎043-221-3020
その他	老人福祉センター「さくらの家」 高齢者福祉センター「芙蓉園」	市内在住60歳以上の人	高齢者同士のふれあいの場として、心身ともに健康で過ごすための施設。サークル活動や各種相談も実施、送迎バスあり 【時間】◎午前9時～午後4時 【利用料】無料 【設備】風呂、カラオケ等 【休館日】日・祝日、年末年始(12月28日～1月4日)	さくらの家 秋津3-4-1 ☎451-3566 芙蓉園 屋敷4-6-6 ☎476-9596
	シルバー人材センター	60歳以上で働く意欲のある人	雇用関係を有しない臨時的かつ短期的な就業を通じ、自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加などを希望する人に、地域に密着した仕事を提供	シルバー人材センター ☎493-8011
	千葉県生涯大学校(県)	社会参加意欲のある55歳以上の県内在住者	【学科】健康・生活学部	千葉県生涯大学校事務局 ☎043-266-4705
	敬老祝金	基準日(4月1日)以前に1年以上市内に住民登録し、88歳、99歳、100歳以上の人	88歳 10,000円 99歳 20,000円 100歳以上 30,000円	高齢者支援課 ☎454-7533



制度名	対象者など	内容	問い合わせ
養護老人ホーム	おおむね65歳以上の人で、環境上の理由および経済上の理由により、居宅において養護を受けることが困難な人	市立養護老人ホーム「白鷺園」他 県内の養護老人ホーム ※本人の収入および扶養義務者の所得税額に応じて費用負担あり	高齢者支援課 ☎454-7533
その他 避難行動要支援者 支援事業	避難行動要支援者名簿の対象者 (在宅で次のいずれかに該当する人) ・介護保険の要支援または要介護認定者で独居または高齢者世帯の人(または高齢者のみの世帯と同居している人) ・障害者総合支援法の介護サービスを受けている人 ・地域の中で見守りが必要な高齢者または障がい者 ※家族(65才未満)が仕事に出るために日中は不在になる等で、日中に独居となる人も対象となります。	災害時にひとりでは避難することが難しい人の名簿を作成し、平常時は声かけ・見守り活動を、いざという時には避難支援・安否確認などを行う	健康福祉政策課 ☎453-9243

### ■高齢者相談センター(地域包括支援センター)の業務

- 介護予防に関する相談・支援(介護予防ケアマネジメント事業)
- 高齢者に関する総合相談・支援
- ケアマネジャーへの支援
- 虐待の防止、早期発見などの権利擁護

名称	所在地	問い合わせ	地区
谷津高齢者相談センター (地域包括支援センター)	谷津5-16-33 (谷津コミュニティセンター内)	☎470-3177 FAX472-0188	谷津、谷津町、奏の杜
秋津高齢者相談センター (地域包括支援センター)	秋津3-4-1 (総合福祉センター内)	☎408-0030 FAX451-1113	袖ヶ浦、秋津、香澄、茜浜、芝園
津田沼・鷺沼高齢者相談センター (地域包括支援センター)	鷺沼1-2-1 (保健会館内)	☎408-1600 FAX408-1610	津田沼、鷺沼、藤崎、鷺沼台
屋敷高齢者相談センター (地域包括支援センター)	屋敷4-6-6 (東部保健福祉センター内)	☎409-7798 FAX409-7793	花咲、屋敷、泉町、大久保、本大久保
東習志野高齢者相談センター (地域包括支援センター)	東習志野2-10-3 (地域交流プラザブレーメン習志野内)	☎470-0611 FAX470-0612	実籾、新栄、東習志野、実籾本郷



# 保険・年金・税



## 介護保険

問 庁舎1階 介護保険課 ☎453-7345

介護保険は40歳以上の人が保険料を出し合い、介護を社会全体で支える仕組みです。

### 被保険者

65歳以上(第1号被保険者)…介護や支援が必要になったら、原因を問わず介護保険のサービスが受けられます。

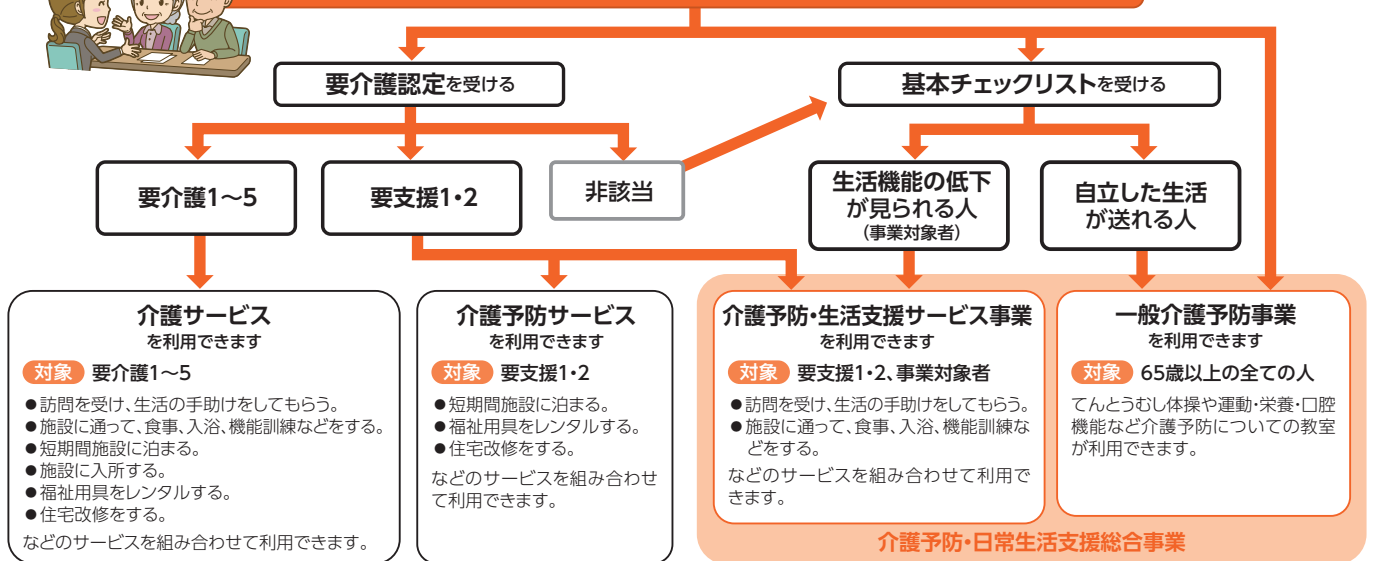
40~64歳(第2号被保険者)…老化に伴う病気など(特定疾病)が原因で介護や支援が必要となった場合のみ、介護保険のサービスが受けられます。

こんなときには届け出を	届け出に必要なもの
転入してきたとき (前市町村で要介護・要支援認定を受けている場合、異動日から14日以内(異動日を含む)に認定を引き継ぐための手続きが必要です。14日を過ぎると認定を引き継ぐことができません。)	—
転出するとき	介護保険被保険者証
転居、氏名が変わったとき	
死亡したとき	介護保険被保険者証、印鑑(相続人代表者のもの)

### サービスを受けるには



まずは 介護保険課・高齢者相談センター 等に相談



## ▶ 居宅サービス

訪問介護	ホームヘルパーによる自宅での入浴・排せつ・食事などの介助
訪問入浴介護	移動入浴車による自宅での入浴の介助
訪問看護	看護師などによる自宅での療養上の介助や診療の補助
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士などによる自宅でのリハビリテーション
短期入所生活介護／短期入所療養介護	短期間入所した施設での介護、日常生活上の介助、機能訓練など
住宅改修費の支給	手すりの取り付け、段差の解消など小規模な住宅改修費の補助
ケアプランの作成	要介護者の状況に応じた居宅サービス計画(ケアプラン)を作成
通所介護	デイサービスセンターでの入浴・食事の提供・機能訓練など
通所リハビリテーション	介護老人保健施設などでのリハビリテーション
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などによる自宅での療養上の管理や指導
特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等の入居者の介護、日常生活上の介助、機能訓練など
福祉用具貸与	特殊ベッド、車いす等の福祉用具の貸与
福祉用具購入費の支給	入浴補助用具、腰掛便座など、直接肌に触れる福祉用具の購入費の補助
地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護、夜間対応型訪問介護などのサービス



## ▶ 施設サービス

施設に入所できるのは、要介護と認定された人です。

### 介護老人福祉施設

食事・入浴・排せつ等、日常生活の介護や健康管理を受けられます(新規の入所は原則要介護3以上)。

### 介護老人保健施設

医学的な管理の下での介護や看護、リハビリテーションを受けられます。

### 介護療養型医療施設・介護医療院

介護体制の整った医療施設で、医療や看護などを受けられます。

### ▶ 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

総合事業は「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」とで構成されます。市が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合いの体制づくりを推進し、元気な高齢者や「要支援」に相当する人に対する効果的かつ効率的な支援を実現し、いつまでも住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう目指してまいります。

### 介護予防・生活支援サービス事業

問 庁舎1階 高齢者支援課 ☎407-4560

- 訪問型サービス
- 通所型サービス

### 一般介護予防事業

問 庁舎1階 健康支援課 ☎453-9302

介護予防についての相談や出前講座、各種教室や健康相談・健康講座

問 庁舎1階 高齢者支援課 ☎407-4560

てんとうむし(転倒無視)体操、リハビリテーション職による講座





▶ 国民健康保険(国保)に加入しなければならない人

勤め先の医療保険(健康保険、共済組合、船員保険など)に加入しているか、生活保護を受けている人以外の74歳以下の人は、全て加入しなければなりません。

また、日本に在留する外国人(健康保険加入者、生活保護世帯を除く)で、3カ月を超えて日本に在留すると認められた人も加入しなければなりません。

▶ 国保の届け出～14日以内に届け出を～

こんなときには届け出を		届け出に必要なもの
国保に入るとき	他の市区町村から転入してきたとき	特定疾病療養受療証(該当者のみ)
	他の健康保険をやめたとき	健康保険をやめた証明書※
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳
国保をやめるとき	転出するとき	被保険者証、その他の証(該当者のみ)
	他の健康保険に入ったとき	国保と職場の被保険者証(加入者全員分)、その他の証(該当者のみ)
	生活保護を受けるようになったとき	被保険者証、保護開始決定通知書、その他の証(該当者のみ)
	死亡したとき	被保険者証、葬儀の領収証または会葬礼状、葬儀を行った人の口座が分かるもの、印鑑、その他の証(該当者のみ)
その他	住所、世帯主、氏名、続柄などが変わったとき	被保険者証、その他の証(該当者のみ)
	被保険者証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	使えなくなった被保険者証
	修学のため、子どもが他の市区町村に転出するとき	被保険者証、在学証明書

保  
険  
・  
年  
金  
・  
税

- 同一世帯で他に国民健康保険加入者がいる場合は、その人の被保険者証をお持ちください。
- 届け出には、来庁する人の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等)を必ずお持ちください。
- 外国人の届け出には、在留カードまたは特別永住者証明書(外国人登録証明書)を必ずお持ちください。
- 別世帯の人が届け出する場合は、委任状が必要です。
- ※手続きにあたり、退職した会社または加入していた健康保険組合等に被扶養者の状況を確認する場合があります。確認が取れない場合は、再来庁していただくこともありますので、あらかじめご了承ください。
- ※制度改正により、令和6年秋には被保険者証が廃止となります。

 後期高齢者医療制度

▶ 後期高齢者医療制度の概要

75歳以上の人または65歳以上で一定の障がいがある人を対象にした医療制度です。

▶ 制度の運営

運営主体は、県内54市町村で構成される「千葉県後期高齢者医療広域連合※」です。

窓口事務(各種届け出・申請など)や保険料徴収は市町村が行い、保険料の決定、医療を受けた時の給付などは千葉県後期高齢者医療広域連合が実施します。

※都道府県ごとに区域内の全ての市町村が加入して設立された地方公共団体です。

▶ 被保険者

- ①75歳以上の人(75歳の誕生日から資格取得)
- ②65～74歳で一定の障がいがあると広域連合が認定した人(認定日から資格取得)
- ①②とも、生活保護世帯の人は除く

※適用除外とすべき特別の理由がある人は被保険者とはなりません。

▶ 被保険者証

一人ひとりに後期高齢者医療被保険者証が交付されます。

※制度改正により、令和6年秋には被保険者証が廃止となります。

## ▶ 届け出が必要な場合

次のような場合は、14日以内に届け出をしてください。

届け出		届け出に必要なもの
加入	県外から転入してきたとき	負担区分等証明書、その他の証明書(該当者のみ)
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
脱退	県外へ転出するとき	後期高齢者医療被保険者証
	生活保護を受けるようになったとき	後期高齢者医療被保険者証、保護開始決定通知書、その他の証(該当者のみ)
	死亡したとき	後期高齢者医療被保険者証、葬儀の領収証または会葬礼状、葬儀を行った人の口座が分かるもの、印鑑、その他の証(該当者のみ)
その他の異動	県内他市から転入してきたとき	なし
	県内他市へ転出するとき	
	市内転居	



## 国民年金



問 庁舎GF

国保年金課

☎453-9352

保  
険  
・  
年  
金  
・  
税

### ▶ 第1号被保険者

20～60歳未満の自営業者、農林漁業者、学生アルバイトの人など、第2号・第3号被保険者でない人。

60歳以降でも年金額を満額に近づきたい人および年金の受給資格期間が足りない人、国外に居住する20～65歳未満の人(日本国籍)は、任意加入できます。

#### ▶ 保険料と納期限

令和5年度の保険料は、定額で月額16,520円、付加保険料月額16,920円とがあります。納期限は翌月末日です。

#### ▶ 保険料の免除

申請免除(所得等の要件あり)と法定免除があります。申請が必要です。任意加入の人は申請できません。

1. 申請免除  
全額、4分の3、半額、4分の1の多段階免除があります。また学生には学生納付特例制度、50歳未満の人には納付猶予制度があります。
2. 法定免除  
障害年金1・2級の受給者や生活保護法による生活扶助を受けている人などが対象です。
3. 産前産後期間免除  
出産予定日または、出産日が属する月の前月から4カ月間の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または、出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます。

#### ▶ 保険料の追納

保険料を免除(学生納付特例等)された期間は、年金額が減額されるため、10年以内であればさかのぼって納付(追納)できます。

ただし、3年度目以降に追納する場合は、免除を受けた当時の保険料に、政令で定める率を加算した額になります。

### ▶ 第2号被保険者

原則、厚生年金の加入者(会社員・公務員など)の保険料は厚生年金の掛金として給料から天引きされます。

### ▶ 第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている20～60歳未満の配偶者。

保険料は、第2号被保険者の加入している年金制度が負担します。

### ▶ 年金についての問い合わせ・相談先

ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6700-1165

#### 幕張年金事務所

千葉市花見川区幕張本郷1-4-20

☎043-212-8621(代表)

相談予約専用電話

☎0570-05-4890

#### 街角の年金相談センター船橋

船橋市本町1-3-1 フェイスビル7階

相談予約専用電話

☎047-424-7091

### ▶ 国民年金基金

自営業など、国民年金第1号被保険者の人にも、上乘せの年金を保障するため、国民年金基金があります。詳しくは、全国国民年金基金首都圏支部 ☎0120-65-4192へお問い合わせください。

## ▶ 加入・脱退等の届出

	こんなときには届け出を	届け出に必要なもの
国民年金に加入するとき (国民年金加入届)	退職等により、厚生年金・共済組合等を脱退するとき (扶養している配偶者がいる人は一緒に届け出を)	年金手帳または基礎年金番号通知書、退職日の分かる書類
	任意加入するとき(60歳以上の加入)	年金手帳または基礎年金番号通知書、預金通帳、預金通帳届出印 ※ケースにより必要書類が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。
国民年金をやめるとき (国民年金脱退届)	厚生年金に加入したとき	国民年金の脱退の手続きは必要ありません
	任意加入をやめるとき	年金手帳または基礎年金番号通知書
その他	氏名変更 国外からの転入・国外への転出	年金手帳または基礎年金番号通知書
	配偶者の扶養から外れたとき(増収あるいは離婚したとき)	年金手帳、社会保険等資格喪失証明書など
第3号被保険者について	配偶者の扶養になったとき(退職・減収あるいは結婚したとき) 配偶者の会社等が変わったとき	※配偶者の勤務先に届け出が必要です。

## 市民税

問 庁舎GF 市民税課 ☎453-9244

### ▶ 納める人

毎年1月1日現在、本市に居住していた人は、前年中の所得に応じて計算された税額を納めることになっています。

### ▶ 申告について

税額計算の資料として、毎年3月15日までに申告が必要です。ただし、勤務先などから給与支払報告書の提出のあった人、所得税の確定申告をした人は必要ありません。

### ▶ 申告が必要な人

①1月1日現在、本市に居住している人で、前年の1月1日から12月31日までの所得内容や生活状況が次のいずれかに該当する人

- 給与所得以外に所得のある人(営業・不動産・配当・雑・譲渡所得等)
- 2カ所以上から給与の支払いを受けている人
- 給与所得者で、前年中に退職し、再就職していない人
- 雑損控除や医療費控除等を受けようとする人
- 税法上、誰の扶養にもなっていない人
- 市外に居住する人の扶養家族となっている人

※国民健康保険・介護保険等に加入している人は所得の無い場合でも申告が必要となることがあります。

②市外に居住している人で、1月1日現在、市内に事務所、事業所、家屋敷を有する人

### ▶ 納税の方法

#### 特別徴収

##### ● 給与からの特別徴収

会社等から給与を支給されている人はその年の税金を12回(6月から翌年5月)に分けて毎月の給与から差し引かれ、事業所などが本人に代わって納めます。

##### ● 公的年金等からの特別徴収

前年中に公的年金等の支払いを受け、当該年度の4月1日現在に老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の人は、その公的年金等に係る所得の税金を老齢年金等の支払いごとに差し引かれ、年金支払者が本人に代わって納めます。

#### 普通徴収

本人が納税通知書により指定金融機関等へ納めるもので、年4回に分けて納めていただきます。



## 固定資産税

問 庁舎GF 資産税課 ☎453-9245

### 納める人

1月1日現在で市内に土地、家屋、償却資産を持っている人に課税されます。年の途中で所有者が変わった場合でも、旧所有者が納税義務者です。

### 縦覧制度

納税者が、自己の土地や家屋の評価が適正かどうかを判断するために、土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧により、他の土地や家屋との価格を比較できる制度です。

縦覧する人の本人確認ができるもの(運転免許証など)を持参してください。また、代理人の場合は、委任状が必要です。

**期間** 4月1日～4月30日(土・日曜日、祝日を除く)  
※4月30日が休日に当たる場合は、次の最初の平日までとなります。

### 固定資産課税台帳の閲覧制度および記載事項証明制度

自己の資産について記載された内容を確認することができます。また、借地人・借家人などが使用している固定資産の課税内容を明らかにするため、閲覧および記載事項証明書の申請ができます。閲覧および証明書の申請をする場合は、その資格を証する契約書などや本人確認ができる書類などを持参し申請してください。

### 新築した家屋

次の住宅は、固定資産税が最初に課せられる年度から3年間(認定長期優良住宅、3階建て以上の中高層耐火住宅または準耐火住宅は5年間)に限り、居住部分の内120㎡までに係る税額の2分の1相当額が減額されます。

- ①専用・併用住宅については、居住部分の床面積が2分の1以上で50㎡以上280㎡以下のもの
- ②貸家住宅については、一戸あたりの床面積が40㎡以上280㎡以下のもの

## 都市計画税

問 庁舎GF 資産税課 ☎453-9245

都市計画事業などの費用に充てるための目的税です。都市計画税は固定資産税と合わせて納めていただきます。

### 納める人

市街化区域内にある土地、家屋の所有者

## 軽自動車税

問 庁舎GF 税制課 ☎453-9247

### 納める人

毎年4月1日現在で、原動機付自転車、特定小型原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有している人に課税されます。

原動機付自転車、小型特殊自動車などの所有者は市外に転出、廃車、名義変更のときに標識(ナンバープレート)を返してください。手続きをしないといつまでも税金が掛かりますので気を付けてください。また、市内に転入した原動機付自転車、小型特殊自動車などの所有者は、登録の手続きが必要です。

各種届け出など	届け出に必要なもの
原動機付自転車 (排気量が125cc以下のもの等)	・印鑑 ・本人確認書類(運転免許証など) ・前住所地の市区町村のナンバープレート ・標識交付証明書 ・販売証明書 ・譲渡証明書 等

下記の車種は届出先(連絡先)が異なります。詳細は各施設にお問い合わせください。

排気量125cc超のバイク	習志野自動車検査登録事務所 船橋市習志野台8-57-1 ☎050-5540-2024
四輪の軽自動車	軽自動車検査協会千葉事務所習志野支所 八千代市緑が丘西8-10-1 ☎050-3816-3115

## 市税の証明と閲覧

問 庁舎GF 税制課 ☎453-9247

市税に関する証明が必要な人は申請者本人であることを証明できるもの(運転免許証、健康保険証と年金手帳の2点など公的身分証明書)を持参して申請してください(法人関係の証明書を申請する場合は、法人の代表者印が必要です)。地番現況図を閲覧する人は、所在地番などを確認し、閲覧の申請をしてください(自署できない場所は申請者の印鑑が必要です)。

### 市税に関する証明書の交付は、原則として次の人に限られます。

- ①本人(申請時、住民票上、習志野市で同一世帯の親族、相続人、納税管理人含む)
  - ②本人の委任状、代理人選任届を持参した人
- ※相続人が申請する場合、所有者の死亡および相続関係が確認できる戸籍謄本などを持参してください。



市税の証明と閲覧

令和5年4月1日現在

証明・閲覧の種類	手数料
市民税・県民税課税・非課税証明※	1通300円
市民税・県民税所得証明※	1通300円
固定資産評価額証明	1通300円
固定資産公課(課税)証明	1通300円
固定資産課税台帳記載事項証明	1通300円
固定資産税課税台帳無登録証明	1通300円
固定資産税名寄帳の閲覧(担当:資産税課)	1件300円
地番現況図の閲覧(担当:資産税課)	1件300円
納税証明書(市民税・県民税、固定資産税、軽自動車税、法人市民税)	1通300円
軽自動車税の継続検査用納税証明	無料
完納証明	1通300円
住宅用家屋証明	1通1,300円
住所証明(法人の普通自動車登録用)	1通300円
住所証明(法人の軽自動車登録用)	無料

※東部・西部・JR津田沼駅南口連絡所でも発行ができますが、未申告の場合は市役所市民税課で申告が必要です。

市税・保険料の納付

問 庁舎GF 税制課 ☎453-9247

市税・保険料の納付

納付書を持参し、金融機関の本支店・ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストアで納付してください。納付書を紛失した場合は、税制課にご連絡ください。納付書を再発行します。

ペイジーでの納付

ATM・インターネットバンキング・モバイルバンキングからでも納付することができます(納付書にペイジーマークが記載されている場合に限りです)。

※ペイジー(Pay-easy)とは、ATMやパソコン、スマートフォン、携帯電話から公共料金・税金などを支払えるサービスのことです。

スマートフォン決済アプリでの納付

納付書にバーコード印字があれば、スマートフォン決済アプリ「PayPay」「LINE Pay」「Pay B」で納付できます。

地方税共通システム(eLTAX)での納付

eLTAXを利用して自宅や職場のパソコン等から納付できます。また、クレジットカードからでも納付できます(別途、決済手数料がかかります)。

※保険料は納付できません。

地方税統一QRコードでの納付

納付書に地方税統一QRコードがあれば、パソコンやスマートフォンで「地方税お支払いサイト」や各種スマートフォンアプリから納付ができます。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

市税・保険料の納付は口座振替が便利です!

口座振替による市税・保険料の納付

市税・保険料は納め忘れがない、便利な口座振替をご利用ください。

- 申し込みの際は、預金口座のある市税取扱金融機関またはゆうちょ銀行・郵便局に、納税通知書と預金通帳・通帳届出印鑑を持参してください。申込用紙は、市内の市税取扱金融機関に備えてあります。また、申込用紙を取り寄せたい時は、電話や市ホームページから税制課にご連絡ください。
- 振替開始は申し込みの日から原則として2カ月目以後の納期からです。



### 市税・保険料の納期

市(県)民税	第1期=6月、第2期=8月、 第3期=10月、第4期=1月
固定資産税・都市計画税	第1期=4月、第2期=7月、 第3期=12月、第4期=2月
軽自動車税	全期=5月
国民健康保険料 介護保険料	第1期=7月、第2期=8月、 第3期=9月、第4期=10月、 第5期=11月、第6期=12月、 第7期=1月、第8期=2月、 第9期=3月
後期高齢者医療保険料	第1期=7月、第2期=8月、 第3期=9月、第4期=10月、 第5期=11月、第6期=12月、 第7期=1月、第8期=2月

※納期限は原則として月の末日となりますが、年末の12月に限り28日が納期限となります。また、納期限が土・日曜日および休日(祝日)に当たる場合は、次の平日が納期限となります。

### 納めるところ

※名称は合併などにより変わることがあります。

#### 金融機関(国内の本・支店に限る)

☆印の金融機関では、ページ対応のATMで納付できます。

☆千葉銀行/☆みずほ銀行/☆三菱UFJ銀行/☆りそな銀行/☆ゆうちょ銀行・郵便局/☆埼玉りそな銀行/千葉興業銀行/きらぼし銀行/☆京葉銀行/東京スター銀行/みずほ信託銀行/千葉信用金庫/東京東信用金庫/中央労働金庫/千葉みらい農業協同組合

【口座振替のみ可(窓口取扱不可)】

☆三井住友銀行/三菱UFJ信託銀行

#### コンビニエンスストア(国内の店舗に限る)

【注意】バーコード印刷のない納付書では納付できません。取扱期限を過ぎると取り扱いません。

くらしハウス/スリーエイト/生活彩家/セイコーマート/セブンイレブン/タイエー/デイリーヤマザキ/ヤマザキデイリーストア/ニューヤマザキデイリーストア/ヤマザキスペシャルパートナーショップ/ハセガワストア/ハマナスクラブ/ファミリーマート/ポプラ/ミニストップ/ローソン/ローソンストア100/MMK設置店



### 市税・保険料取扱金融機関

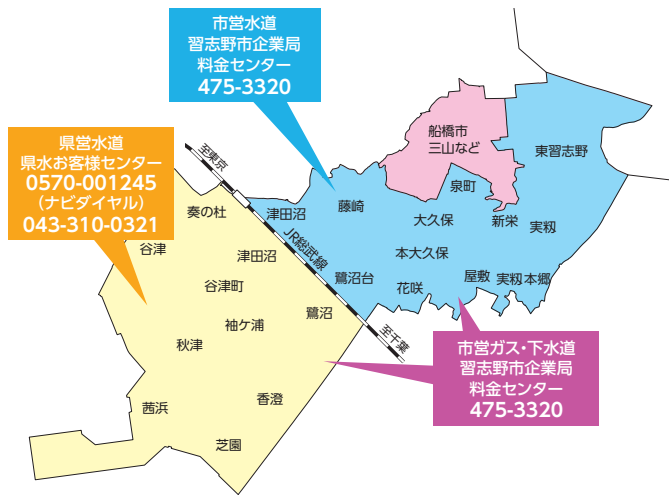
市指定金融機関	電話	所在地
千葉銀行津田沼支店	☎452-2111	津田沼5-12-4
市収納代理金融機関 問い合わせ支店名	電話	所在地
三井住友銀行習志野支店	☎475-2211	大久保1-21-15
みずほ銀行船橋支店	☎424-1234	船橋市本町1-3-1
りそな銀行船橋支店	☎423-4701	船橋市本町7-7-1
埼玉りそな銀行 さいたま営業部	☎048-824-2411	さいたま市 浦和区常盤7-4-1
三菱UFJ銀行 津田沼支店	☎475-3151	津田沼1-10-51
京葉銀行津田沼支店	☎477-1151	奏の杜1-3-5
千葉興業銀行習志野支店	☎472-7111	大久保4-1-22
東京スター銀行船橋支店	☎043-227-8311	千葉市 中央区富士見2-3-1 塚本大千葉ビル1階 (千葉支店内)
きらぼし銀行船橋支店	☎424-6141	船橋市本町7-6-1
三菱UFJ信託銀行 津田沼支店	☎460-6335	船橋市本町1-3-1
みずほ信託銀行 津田沼支店	☎478-3381	船橋市前原西 2-14-2
千葉信用金庫津田沼支店	☎453-4171	津田沼5-14-2
東京東信用金庫 津田沼支店	☎475-2121	船橋市前原東 4-17-3
中央労働金庫津田沼支店	☎403-6070	船橋市前原西 2-22-11
千葉みらい農業協同組合 習志野支店	☎454-0191	津田沼5-13-3





## 市営ガス・市営水道・下水道

問 習志野市企業局 藤崎1-1-13 ☎475-3321 (代表)



### 市営水道の給水区域

市営水道はJR総武線から北側の習志野市域と、船橋市の三山全域のほか、習志野や田喜野井の一部に給水しています。

### 下水道の処理区域

習志野市内全域

### 受益者負担金制度

公共下水道の建設には巨額の資金が必要です。使用料や起債(借入金)、国費などで賄いますが、下水道整備により利益を受ける人に費用の一部を負担してもらいます。受益者負担金は、受益対象となる土地の面積に1平方メートル当たり510円を乗じた金額となります。

### 処理区域内は水洗トイレに

処理区域(告示された区域)では、くみ取り便所を使用の人は告示後3年以内に水洗トイレにすることが義務付けられています。なお、し尿浄化槽を使っている場合は速やかに廃止し、改造工事を実施してください。

### 水洗便所改造工事(排水設備工事)は指定工事店で

排水管の内径や勾配、ますの構造などは、市の条例などで定められています。排水設備工事や水洗便所改造工事を行う場合は、必ず市の指定工事店へ依頼してください。指定工事店以外では工事ができません。指定工事店リストについては、市ホームページ上で閲覧できますが、窓口でも配布しています。

### 市営ガスの種類

現在、お届けしているガスの種類は「13A」です。ガス器具は「13A」もしくは「12A・13A」と表示してあるものをお使いください。それ以外の表示がされた器具は、使用できません。

### 都市ガス警報器を取り付けましょう

万一のときはもちろん、不完全燃焼時に発生する一酸化炭素や火災をランプと警告音でお知らせします。

#### ガス臭いときは…

ガス栓を閉め、窓を開けて、企業局へ通報してください。換気扇・電気のスイッチは絶対に操作しないでください。

### 市営ガスの供給区域

市営ガスは市全域のほか、船橋市の前原西や三山の一部に供給しています。



## ■改造資金の貸付制度

水洗便所への改造工事(し尿浄化槽の廃止も含む)を告示後3年以内に行う場合、改造費用のうち、次の金額を限度として市が無利子で貸し付けます。

- 1戸建住宅のくみ取り便所の改造 40万円まで、1戸建住宅の浄化槽廃止工事 30万円まで  
(建物種類などにより貸付額が変わります)

## ■ガス・水道料金、下水道使用料のお支払い

二つのお支払い方法が選択できます。

### ①納入通知書

お届けした納入通知書で、金融機関やコンビニエンスストア、スマートフォン決済および指定ガスサービス店でお支払いができます。

### ②口座振替

ガス・水道料金、下水道使用料をお客様の口座より自動的にお支払いができます。

口座振替のお手続きは、市内の金融機関でできます。その際に、①通帳②銀行届出の印鑑③お客様番号の分かるもの(納入通知書またはお知らせ票)をご持参ください。

## 引越しの連絡はお早めに

使用開始および中止のご連絡をお願いします(電話受付)。また、無断で転出してしまうと、転出後も基本料金などが発生してしまいます。転出の際は、必ず精算のお手続きをお願いします。

①転入する人は…指定ガスサービス店(JR総武線以北は習志野ガス大久保センター(株)、それ以外は(株)習志野ガス設備工業)へご連絡ください。

②転出する人は…企業局料金センターへご連絡ください。

	各種届け出など	届け出に必要なもの	届出先(連絡先)
転入・転居したとき	市営ガス(全域)を使用する人	電話で開栓依頼	指定ガスサービス店 ・習志野ガス大久保センター(株) ☎474-1426 ・(株)習志野ガス設備工業 ☎454-0025
	市営水道(JR総武線以北) 下水道(全域)	使用開始申込書を郵送または電話	習志野市企業局料金センター ☎475-3320
	県営水道(JR総武線以南)	電話で開栓依頼	県水お客様センター ☎0570-001-245(ナビダイヤル) ☎043-310-0321
転出するとき	市営ガス・市営水道・下水道	使用中止届を郵送または電話	習志野市企業局料金センター ☎475-3320
	県営水道	電話で閉栓依頼	県水お客様センター ☎0570-001-245(ナビダイヤル) ☎043-310-0321
使用者および 口座名義人が 死亡したとき	市営ガス・市営水道・下水道	習志野市企業局に連絡後、銀行などで 口座振替依頼書の変更届出	習志野市企業局料金センター ☎475-3320
	県営水道	千葉県企業局に連絡後、銀行などで 口座振替依頼書の変更届出	県水お客様センター ☎0570-001-245(ナビダイヤル) ☎043-310-0321



## 県営水道

千葉県企業局船橋水道事務所 ☎047-433-2514

### ■新設・増設、改造、移設の問い合わせ

県水お客様センター ☎0570-001-245(ナビダイヤル)・☎043-310-0321

### ■夜間・休日の問い合わせ

(株)船橋水道センター ☎047-447-7300



## ごみ・リサイクル

問 クリーンセンタークリーン推進課 芝園3-2-1 ☎453-5577

きれいなまちは正しいごみ出しから

### ▶ 1. 燃えるごみ(市指定のごみ袋または透明・半透明の袋で)

生ごみ、ゴム・革製品、ビニール・プラスチック、食用油、木の枝・草花、衛生用品、紙くず、ぼろ布など

- 生ごみは、水気を十分に切ってからお出してください。
- 食用油等は古紙や古布に染み込ませるか凝固剤で固めてください。
- 草などは土をよく落とし、袋に入れてお出してください。
- 枝木などは長さ50センチ・直径20センチ未満にまとめて、ひも等でしばってお出してください。
- 落ち葉は袋に入れてください。
- 45ℓの袋に入れて、口をしぼることができないごみは粗大ごみとして、粗大ごみ受付センターへお申し込みください。

### ▶ 2. 燃えないごみ(市指定のごみ袋または透明・半透明の袋で)

金属、陶磁器、ガラス製品、傘、刃物、鏡、家庭電気製品、電気コード、白熱灯、LED電球など不燃性のもの

- ごみ袋に入れていないものは収集できません。必ず45ℓまでのごみ袋に入れてお出してください(傘は袋に入れなくても収集します)。
- 刃物など、危険なものは紙などに包んで収集員が分かるように表示してください。
- 家電リサイクル法対象4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫等※、洗濯機・衣類乾燥機)、パソコンは小型のものであっても市では受け入れできません。  
※冷温庫・保冷庫、ワインセラーを含む。



### ▶ 3. 使用済小型家電

#### 回収ボックス設置場所

市庁舎1階総合案内横、市民課連絡所(東部、西部、JR津田沼駅南口)、公民館(中央、菊田、実花、袖ヶ浦、谷津の5カ所)

#### 回収対象品目

(縦15センチ、横30センチの投入口に収まるものに限る)

携帯電話端末・電話機・ファクシミリ、デジタルカメラ・ビデオカメラ・フィルムカメラ、ラジオ、映像用機器、音響機器、補助記憶装置、電子書籍端末、電子辞書・電卓、電子血圧計・電子体温計、理容用機器、懐中電灯、時計、ゲーム機器、カーナビ及びこれらの付属品(コード類など)

#### ▶ 注意

- 電池やバッテリーは外してください。
- パソコンの回収は行いません。
- 投入した小型家電は返却できません。
- 個人情報はず必ず消去してください。
- 燃えないごみとして出すことも可能です。

### ▶ 4. 家庭用パソコンの処理

#### ▶ 宅配便による無料回収

市と協定を締結した認定業者が宅配便によるパソコンの無料回収を実施しています。

詳しい内容や条件は、ホームページや電話でご確認ください。

リネットジャパンリサイクル株式会社

☎0570-085-800



#### ▶ その他の回収方法

- 各メーカーによる回収
- 自作パソコンやメーカーが倒産した場合、一般社団法人パソコン3R推進協会にご確認ください。

一般社団法人パソコン3R推進協会

☎03-5282-7685



### ごみの減量にご協力を

3Rは、ごみを減らし資源を大切に使う暮らし方のキーワードです。

#### 第1のR リデュース「ごみを出さない」

買い物袋(マイバッグ)を持っていく

#### 第2のR リユース「繰り返し使う」

古いものは修理して使う

#### 第3のR リサイクル「資源として再利用」

再利用できるように紙類を分別して出す

### ▶ 5. 有害ごみ(透明・半透明の袋で)

1. 蛍光灯、水銀体温計
  2. 乾電池、バッテリー
  3. スプレー缶、カセット式ガスボンベ
  - 4.ライター
- 上の1~4に分類し、別々の袋でお出しください。
  - 蛍光灯を出すときは、購入時のケースに入れて出す等、割れないような処置をしてください。
  - 蛍光灯が割れた場合は「燃えないごみ」の日にお出しください。
  - スプレー缶、カセット式ガスボンベによる爆発事故、ライターによる火災事故が発生しています。必ず中身を使い切ってからお出しください(発火の恐れがありますので、穴は開けないでください)。

### ▶ 6. 資源物

※品目により収集車両・収集時間が異なります。

#### ▶ ビン・缶

中を水ですすいでビン・缶を同じ袋に入れてお出しください。ビンのフタはずし、「燃えないごみ」でお出しください。

食材・油などで汚れが落ちないものも「燃えないごみ」にお出しください。

## ▶ペットボトル

ラベルを剥がしてキャップを外し、中を水で洗ってからつぶし、ペットボトルとキャップはペットボトル専用ネット袋に入れてお出してください。ラベルは「燃えるごみ」にお出してください。

## ▶古紙

「新聞・チラシ」「本・雑誌・カタログ・雑がみ」「段ボール」に分け、ひもで縛るか紙袋に入れてお出してください。「飲料用紙パック」は、中を水洗いし、開いて乾かしてから束ねて出してください。

## ▶古着

透明・半透明の袋に入れてお出してください。下着や汚れた衣類は「燃えるごみ」でお出してください。

※古紙・古着は、ぬれるとリサイクルできないため、雨の日には出さないでください。

## ▶地区別収集日一覧表

	地区名	燃えるごみ	燃えないごみ	資源物	有害ごみ
あ	秋津	月・水・金	第1・3土曜日	木	第2土曜日
い	泉町	火・木・土	第1・3月曜日	金	第2月曜日
お	大久保 1・2丁目	火・木・土	第1・3金曜日	月	第2金曜日
	大久保 3・4丁目	火・木・土	第1・3月曜日	水	第2月曜日
か	香澄	月・水・金	第2・4火曜日	土	第1火曜日
	奏の杜	月・水・金	第1・3木曜日	火	第2木曜日
さ	鷺沼	月・水・金	第2・4土曜日	木	第1土曜日
	鷺沼台	火・木・土	第1・3金曜日	月	第2金曜日
し	新栄	火・木・土	第2・4月曜日	水	第1月曜日
そ	袖ヶ浦	月・水・金	第1・3火曜日	木	第2火曜日
つ	津田沼 1・2・3丁目	月・水・金	第2・4火曜日	土	第1火曜日
	津田沼 4・5・6・7丁目	月・水・金	第1・3土曜日	木	第2土曜日
は	花咲	火・木・土	第2・4水曜日	月	第1水曜日
ひ	東習志野 1・2・3丁目	火・木・土	第2・4水曜日	金	第1水曜日
	東習志野 4・5・6・7・8丁目	火・木・土	第1・3水曜日	金	第2水曜日
ふ	藤崎	月・水・金	第2・4木曜日	土	第1木曜日
み	実籾	火・木・土	第2・4月曜日	水	第1月曜日
	実籾本郷	火・木・土	第2・4月曜日	水	第1月曜日
も	本大久保	火・木・土	第2・4金曜日	月	第1金曜日
や	屋敷	火・木・土	第1・3月曜日	水	第2月曜日
	谷津 1・2・3・4・7丁目	月・水・金	第1・3木曜日	火	第2木曜日
	谷津5・6丁目	月・水・金	第2・4土曜日	火	第1土曜日
	谷津町	月・水・金	第2・4土曜日	火	第1土曜日

食品用白色発泡トレイは公民館などで拠点回収します  
市内の各公民館やコミュニティセンター等の回収箱やスーパー等の店頭回収をご利用ください(きれいに洗って、乾かしてからお出してください)。

## ごみはルールを守って正しく出しましょう

決められた収集日の午前8時まで、ごみを集積所にお出ください。前夜に出すと猫やカラスに荒らされ、ごみが散乱します。ごみは中身に分かる市指定のごみ袋または、透明・半透明の袋でしっかり口をしぼってお出ください。

## ごみを燃やす行為は違法です!

法令で定められた基準を満たす焼却炉以外でのごみの焼却は、法令により禁止されています。

## ▶7. 粗大ごみ

45ℓの袋に入れて、口をしぼることができない大きさのごみは粗大ごみです。

### ▶収集を依頼する

#### ①電話

粗大ごみ受付センター ☎453-7979

月～金曜日(祝日除く) ①午前9時～午後4時  
粗大ごみ処理券の購入枚数を案内します。

#### ②インターネット

オンライン決済

粗大ごみ処理券を購入





## 収集日当日

申込時に指定された日の朝8時半までに、指定された場所にごみを出してください。

- オンライン決済の場合…受付番号または氏名・収集日・品名をA4サイズ程度の紙に油性ペンで書いて、ごみに貼り付けてください。
- 処理券の場合…処理券に必要事項を記入してごみに貼り付けてください。

## 自分でクリーンセンターに持ち込む 直接持ち込みは事前の予約が必要です。

### 予約方法

インターネットで習志野市ホームページの申し込み専用フォームからお申し込みいただけます。インターネットを利用できる環境が無い人は以下の施設に設置されているパソコンからも予約ができます。

習志野市 ごみ 持ち込み

検索



### 注意事項

- 予約のない人のごみの持ち込みはできません。
- 電話で予約はできません。
- 予約の申込期間は、持ち込みを希望する日の30日前から前日の午後4時までです。

パソコン利用可能施設	利用可能時間	休館日
市民協働インフォメーションルーム (津田沼5-12-12 サロード津田沼5階)	①午前9時～午後5時	日曜、祝日、年末年始
生涯スポーツ課 (鷺沼2-1-1 市庁舎2階)	①午前8時30分～午後4時30分	土・日曜、祝日、年末年始
スポーツ振興協会 (袖ヶ浦5-1-1 暁風館内)	①午前9時～午後5時	年末年始
東部体育館 (東習志野3-4-5)	①午前9時～午後8時30分	
秋津テニスコート (秋津5-20-2)	①午前9時～午後8時30分	
実籾テニスコート (実籾6-29-1)	①午前9時～午後4時30分	
芝園テニスコート・フットサル場 (芝園1-3-2)	①午前9時～午後8時30分	

**受入日時** 火～金曜日、第2・第4土曜日(祝日、年末年始を除く)  
①午前9時～11時30分、午後1時～4時

**料金** 10Kgにつき250円(税込)

**支払方法** 現金・電子マネー、クレジットカード、一部のQRコード決済

※一部対応していない決済方法もありますのであらかじめご確認ください。現金でお支払いの場合は小銭をご用意ください。

## ▶ 8. 戸口収集支援(ごみ・粗大ごみ)

**問** クリーンセンター業務課 ☎453-5374

ごみを集積所まで出すことが困難な高齢者・障がい者の居宅生活支援のため、戸口収集を行っています。粗大ごみも対象です(粗大ごみ処理券の購入が必要)。

### 対象者

以下のどちらかに該当する人で、他の人の協力を得られない人(どちらにも該当しない同居人がいる場合は対象外)

- ①介護保険の認定(要介護1～5)を受けている人
- ②障がい者手帳所持者のうち、必要と判断した人

## ▶ 9. 市で収集・受け入れできないもの

家電リサイクル法対象4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫等※、洗濯機・衣類乾燥機)、家庭用パソコン、オートバイ(原付含む)、建物設備など工事を伴うもの、自動車部品、消火器、石、鍵盤楽器、液状のもの、化学薬品、2mを超える大きさのもの等は、市では収集・受け入れできません。販売店や工事業者に引き取りを相談するか、専門業者に処理を依頼してください(有料)。  
※冷温庫・保冷庫、ワインセラーを含む。

### オートバイ(原付含む)の処理

二輪車リサイクルコールセンター

☎050-3000-0727

**その他の処理** 購入店にご相談ください。

## ▶ 10. し尿

**問** クリーンセンタークリーン推進課 ☎454-6911

定期収集および臨時収集の申し込み、人数変更、転居、便槽変更などの際は連絡してください。



※習志野市は中小企業資金融資制度に関する受付等の業務を習志野商工会議所に委託しています。

市内で1年以上事業を営む中小企業者および創業、独立開業をする人の経営安定と事業の振興を図るため、下表の通り事業資金の融資を行っています。相談・申し込みは取扱金融機関で行っています。

**▶中小企業資金融資制度**

資金名		融資限度額	融資期間	融資利率
運転資金		2,000万円	5年以内	・1年以内 年1.70% ・1年超3年以内 年2.0% ・3年超5年以内 年2.10% ・5年超7年以内 年2.20% ・7年超10年以内 年2.40%
設備資金		3,500万円	10年以内	
小口零細企業資金	運転資金	1,250万円	5年以内	
	設備資金		10年以内	
経営安定化資金	運転資金	1,000万円	5年以内	
	設備資金		10年以内	
独立開業資金	運転資金	700万円	5年以内	
	設備資金	800万円	10年以内	
創業支援資金	運転資金	1,000万円	5年以内	
	設備資金		7年以内	
事業転換資金	運転資金	600万円	3年以内	
	設備資金	2,000万円	7年以内	
小売商業設備近代化資金		2,000万円	7年以内	
公害防除資金		2,000万円	7年以内	

※貸付利率は変動することがあります(表の利率は令和5年度)

 **中小企業退職金共済掛金補助**

独自に退職金制度を持つことが困難な中小企業者に、国の中小企業退職金共済制度(この制度にはパートタイマーも加入できます)への加入を促進するため、掛金に対して補助します。

**補助対象** 各種要件を満たす中退共に新規または追加加入した事業主

**補助内容** 被共済者1人につき、共済契約を締結した日の属する月から起算して連続する12カ月の掛金納付額の合計(上限72,000円)に100分の20を乗じて得た額

※補助の要件、申請方法など詳細は産業振興課へお問い合わせください。

 **屋外広告物**

**▶屋外広告物の許可**

屋外広告物(常時または一定の期間継続して、屋外で公衆に表示される看板などや建物、その他の工作物などに表示されるもの)の表示について、適用除外となる場合を除き、申請が必要になります。事前にご相談ください。

**▶屋外広告物の除去**

許可を受けた屋外広告物を除去した場合「屋外広告物等除去届」を市に届け出なければなりません。



 **習志野商工会議所**

経営相談、経営資金の融資等事業経営に関する各種事業を行っています。

※142ページもご覧ください。

## 空地の適正管理

問 クリーンセンター業務課 芝園3-2-1 ☎453-5374

空き地の管理は、「習志野市空地に繁茂した雑草等の除去に関する条例」に基づき、土地所有者に義務付けられています。

空き地を放置すると、病害虫の発生、不法投棄、事故や犯罪、火災の発生などにつながります。定期的に除草や樹木の剪定を行い、適正に管理しましょう。



▲市ホームページ

## 市民農園

問 庁舎4階 産業振興課 ☎453-9217

市内在住者を対象に農業に対する理解を深めること等を目的に、市民農園の貸し付けを行っています。

名称	所在地	区画数
藤崎1丁目	藤崎1-5	12
藤崎7丁目	藤崎7-5	20
実籾3丁目	実籾3-6	56

貸付期間 2年間

使用料 10,000円/年間

面積 1区画30㎡

## ふるさとハローワークならしの

問 サンロード津田沼4階 ☎408-0055

求人情報の検索や、専門相談員による就労相談を受けられます。

### 求人情報検索

求人検索機により、全国の求人情報の検索、閲覧を無料で行うことができます。

### 就労相談

専門相談員が、就労相談や面接指導および紹介状の作成などに、無料で応じます。

※次の手続き・職業相談などは、下記までお問い合わせください。

●雇用保険・職業訓練の手続き、障がい者・外国籍の方の職業相談・紹介

ハローワーク船橋(☎047-420-8609)

●新規学卒者の職業相談・紹介

ふなばし新卒応援ハローワーク(☎047-426-8474)

利用時間 月～金曜日 ☎午前9時～午後5時

※祝日、年末年始を除く。

## 住宅修繕あっせん制度

問 庁舎4階 産業振興課 ☎453-7395

「住宅などの修繕や増改築を行いたいが、適当な事業者が分からない」とお困りの人に、市では習志野市住宅相談連絡会を通じて事業者をあっせんしています。

### あっせんの内容

修繕、改装、増改築、付帯設備など

## 木造住宅耐震化支援制度

問 庁舎4階 建築指導課 ☎453-3967

市では、地震に強いまちづくりを進めるため、昭和56年5月以前の木造一戸建て住宅を対象に、耐震診断費および耐震改修費の一部を助成しています。また、無料の耐震診断会も行っていますので、お気軽にご相談ください。

## 犬の登録(狂犬病予防注射)

問 庁舎4階 環境政策課 ☎453-5579

生後91日以上の子犬は、登録をすることで、年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが法律で義務付けられています。

- 狂犬病予防注射は、動物病院などで受けてください。接種後、獣医師が発行する狂犬病予防注射済証を市に持参し、注射済票の交付手続きをしてください。動物病院によっては、交付手続きを代行している場合がありますので、動物病院へお問い合わせください。
- 転入された場合は、市で転入手続きをしてください。前住所地発行の犬鑑札を持っている人は、持参してください。
- 犬の死亡、行方不明、所在地および飼い主の変更等があった場合は、市へ連絡してください。

### 犬の登録等に関する手数料

区分	手数料
新規登録(鑑札の交付)	1頭につき 3,000円
狂犬病予防注射済票の交付	1頭につき 550円
鑑札の再交付	1頭につき 1,600円
狂犬病予防注射済票の再交付	1頭につき 340円

## 消費生活相談

問 庁舎分室[サンロード津田沼]4階  
消費生活センター ☎451-6999(相談専用)

消費生活における商品やサービスの苦情や問い合わせ、契約トラブル、クーリング・オフなど、気軽にご相談ください。相談員が解決のためのお手伝いをします。

相談時間 月～金曜日、第2土曜日(祝日、年末年始を除く)  
☎午前9時30分～午後4時

## おくやみ

問 庁舎1階 社会福祉課 ☎453-7375

家族にご不幸があったとき、葬儀についてのご相談、また、万が一の際に備えて事前の相談も承っています。

「葬祭業務」について、詳しくは➡102ページ

## 公害

問 庁舎4階 環境政策課 ☎451-1400

### 光化学スモッグ・PM2.5情報

光化学スモッグ注意報の発令および解除の情報を、「防災行政無線」や緊急情報サービス「ならしの」等でお知らせします。

※緊急情報サービス「ならしの」の登録方法の詳細は12ページをご覧ください。

### 光化学スモッグ注意報が発令された場合

- ①屋外での激しい運動は控えてください。
- ②不要不急の自動車使用は、できるだけ控えてください。
- ③目などに刺激を感じたら屋内に入ってください。
- ④乳幼児や高齢者、病弱な人は、特に注意してください。
- ⑤目や喉の痛み、頭痛、吐き気などの重い症状が出た人は、医療機関で手当てを受けてください。

### 公害の苦情相談

騒音・振動等の公害苦情のご相談やお問い合わせに  
応じています。

## 自転車等駐車場(駐輪場)の利用方法など

問 庁舎4階 防犯安全課 ☎453-9304

### 駐輪場の整備と利用登録の受付

#### 駐輪場の整備

- 年間登録施設19施設(収容台数12,515台)
- 一時利用施設16施設(収容台数4,056台)

買い物などで自転車等を利用する人は利用する店舗の駐輪場か一時利用駐輪場をご利用ください。

※JR津田沼駅北口(84ページ:記号L、N、P、O)は、令和6年3月末で利用を停止します。

代替駐輪場については、市ホームページでご確認ください。

#### 1日1回の利用料金(一時利用整理手数料)

自転車100円 原動機付自転車(125cc以下)200円

※JR津田沼駅北口第三(84ページ:記号R)、JR津田沼駅北口駅前第二(84ページ:記号V)は、50cc以下(白ナンバー)に限ります。

#### 駐輪場の利用登録

##### 受付期間

- 一次募集…12月頃に実施
- 二次募集…3月上旬から実施

##### 受付場所・時間

- 防犯安全課窓口: ①午前8時30分～午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)
- 駐輪場管理人室: ②午前7時～午後6時(日曜・祝日、8月中旬、年末年始を除く)

##### 登録に必要なもの

- 現住所、氏名、生年月日の確認できる身分証明書の写し
- 年間利用整理手数料
- 免除対象者は以下の書類の写し  
生活保護受給者証明、身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳、児童扶養手当証書、被爆者手帳、特定疾患医療受給者票





## 年間利用整理手数料一覧

種別	屋根	利用者	年間利用整理手数料	
			市民	市民以外
JR津田沼駅南口第二自転車等駐車場以外				
自転車	あり	一般	7,850	15,700
		高校生以下	3,920	7,850
	なし	一般	4,720	9,440
		高校生以下	2,360	4,720
原動機付自転車 (125cc以下)	あり	全員	12,570	25,140
	なし		7,540	15,080
JR津田沼駅南口第二自転車等駐車場(記号K)のみ				
自転車	あり	一般	10,960	21,920
		高校生以下	5,470	10,960
原動機付自転車 (125cc以下)		全員	17,550	35,100

※JR津田沼駅北口第四(84ページ:記号O)、は、50cc以下(白ナンバー)のみの利用となります。

※10月1日以降の申し込みは上記金額の半額です。

※詳しくは市ホームページでご確認ください。

**道路上の自転車等は、むやみに移動しないでください。**  
自転車等の移動は、トラブルの原因となります。

## ▶ 自転車等の放置防止対策

通告書または警告書をハンドルに巻きつける等の放置防止活動と合わせ、放置自転車等の定期的な移送を行います。

移送した自転車等は、袖ヶ浦自転車等保管場所で保管します。

### ▶ 駐輪場内における措置

無登録および当該駐輪場以外で登録している自転車等は即日移送します。

また、一時利用駐輪場で、おおむね1週間以上、一時利用料金が未払いとなった自転車等は移送します。

### ▶ 整理区域外における放置自転車等の措置

整理区域外の公共の場所で、歩行者や車両の通行障害等のさまざまな問題を引き起こしている自転車等は、通告書を取り付けておおむね1週間後に移送します。

### ▶ 移送された自転車等の引取方法

移送された自転車等は袖ヶ浦自転車等保管場所に保管されます。

**引取場所** 袖ヶ浦自転車等保管場所(袖ヶ浦5-2)

※袖ヶ浦体育館南側

**引取日時** 火～土曜日 ①午後1時～午後6時45分  
(日・月曜、祝日、8月中旬、年末年始を除く)

※詳細はお問い合わせください。

### ▶ 引き取りに必要なもの

● 引き取りに来る人の身分証明書

● 自転車等の鍵

● 移送保管料:自転車 2,650円

原動機付自転車(125cc以下) 5,300円

※市発行の保管自転車等引取通知書がある人は持参してください。

※詳細は市ホームページでご確認ください。

**保管期間** 保管を始めた日から2カ月間

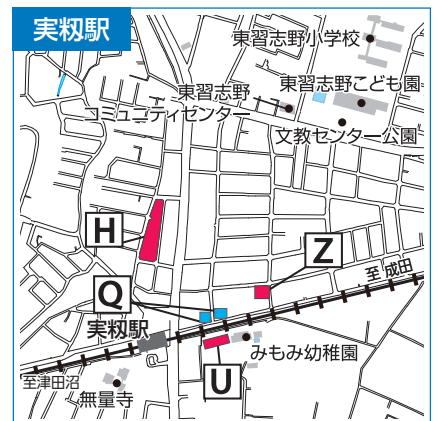
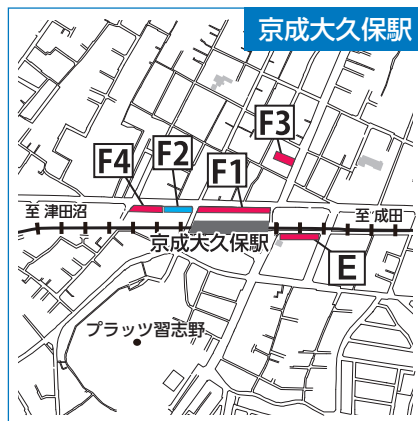
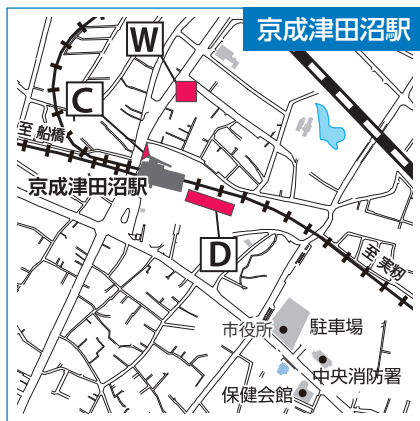
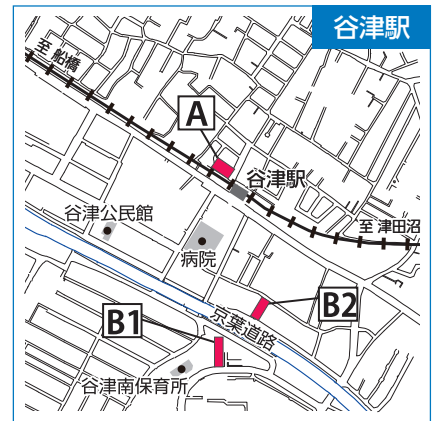
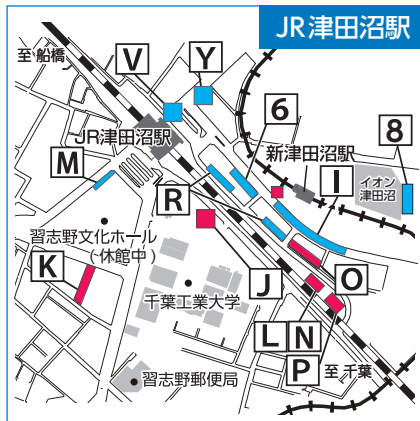
次ページに続く





## 駐輪場案内図

■ …年間登録駐輪場 ■ …一時利用駐輪場



導

最寄駅	記号	駐輪場名
JR津田沼駅 新京成新津田沼駅	L	JR津田沼駅北口(1・2階)
	N	JR津田沼駅北口(屋上)
	P	JR津田沼駅北口第二
	R	JR津田沼駅北口第三
	O	JR津田沼駅北口第四
	I	JR津田沼駅北口第五
	6	JR津田沼駅北口第六
	8	JR津田沼駅北口第八
	Y	JR津田沼駅北口駅前
	V	JR津田沼駅北口駅前第二
M	JR津田沼駅南口	
K	JR津田沼駅南口第二	
J	JR津田沼駅千葉工大前	
JR新習志野駅	S	JR新習志野駅前 ※
谷津駅	A	京成谷津駅北口
	B1	京成谷津駅南口 ※
	B2	京成谷津駅南口第二
京成津田沼駅	C	京成津田沼駅北口
	W	京成津田沼駅北口第二
	D	京成津田沼駅南口 ※
京成大久保駅	F1	京成大久保駅北口
	F2	京成大久保駅北口第二
	F3	京成大久保駅北口第三 ※
	F4	京成大久保駅北口第四
	E	京成大久保駅南口第二 ※
実籾駅	H	京成実籾駅 ※
	Q	京成実籾駅第二
	Z	京成実籾駅第三
	U	京成実籾駅南口 ※

※印は年間利用と一時利用の駐輪場です。

## 広報・広聴

問 庁舎3階 広報課 ☎453-9220

### ▶ 広報習志野で情報を入手!

市の情報が満載の「広報習志野」は、毎月1日・15日の発行です。広報習志野では、市の重要なお知らせや、市民の皆さんも参加できるイベントの案内、ごみ収集の日程など、さまざまな情報を掲載しています。

#### 入手方法① 新聞折り込み

新聞を購読している世帯に、広報習志野発行日の日刊紙(朝日・読売・毎日・産経・東京・日本経済・千葉日報)に折り込みでお届けします。

#### 入手方法② 広報習志野ポスティングサービス

新聞を購読していない世帯に、新聞販売店を通して、広報習志野をご自宅のポスト(集合住宅の場合は1階のポスト)へお届けします。書面または市ホームページからの申し込みをお願いします。

#### 入手方法③ 市内公共施設など

市内の公共施設、駅、郵便局、一部のコンビニエンスストア、大型店、病院などに広報習志野を置いています。

#### 入手方法④ 習志野市ホームページ

習志野市ホームページに掲載しています。また、過去に発行された広報習志野をご覧くださいこともできます。

#### 入手方法⑤ アプリ「カタボケ」「マチイロ」

スマホやタブレットに無料アプリ「カタボケ」や「マチイロ」をインストールすると、出先や空き時間を利用して、デジタルブックで気軽に広報をご覧ください。カタボケについては、21ページで紹介しています。

## ▶ インターネットを利用する

### ▶ 習志野市ホームページ

市からのお知らせやイベント情報をはじめ、各種制度や届け出のご案内、申請書のダウンロードコーナー等を掲載しています。図書館資料の検索・スポーツ施設の予約や、粗大ごみの収集依頼を行うこともできる他、市議会中継をご覧いただくこともできます。

#### 掲載内容

市の紹介、イベント情報、市政情報、広報習志野、ハッピーバス時刻表、図書館情報、市議会情報など

### ▶ 習志野市公式X (旧:Twitter)

習志野市緊急情報 (@Narashino\_EI)

習志野市の市政情報や地震・台風、不審者などに関する緊急情報やイベント情報などをお届けします。

### ▶ 習志野市公式LINE **問 庁舎3階** 情報政策課

アプリ「LINE」で習志野市と友だちになると市からのお知らせが届いたり、知りたい情報が簡単に探せます(詳しくは20ページ)。

## ▶ TV・動画サイトでも市政情報を！

### ▶ ケーブルテレビ

市の施策や話題、魅力を紹介しているテレビ広報「なるほど習志野」。

毎月第1月曜日に内容を更新しています。

**放送局** J:COMチャンネル船橋・習志野(11ch)

**放送日** 第1・第3週月～日曜日(月1回更新)

**放送時間** ①午後8時15分～午後8時30分  
(火・木曜日は1日2回) ②午後0時15分～午後0時30分に放送)

#### CATVに関するお問い合わせ

株式会社J:COM千葉 ☎0120-999-000

※ケーブルテレビを視聴するには加入契約が必要です。

### ▶ YouTube

インターネット上の動画共有サイトYouTubeを利用した、映像による市政情報の配信を行っています。

市政情報 NarashinoCity **広報番組 なるほど習志野**



## ▶ タウンミーティング

**問 庁舎3階** 広報課 ☎453-9220

市が展開する施策について、市長自らが地域に足を運び、市民の皆さんと直接、顔を合わせながら対話するタウンミーティングを実施しています。

**場所** 申込団体でご用意ください

**対象** 町会・自治会など、市内で定期的に活動する10人以上の団体

**テーマ** 市が所管する各種施策に関すること

#### 申込方法

広報課、市ホームページ等で配布の申込書に必要事項を記入の上、開催希望日の1カ月前までに郵送・FAX・持参または市ホームページからの送信で広報課へ郵送…〒275-8601 習志野市役所 広報課 FAX…453-9313

**その他** ●開催日時は協議の上、決定  
●一回の開催時間は60～90分

## ▶ キャッチボールメール

**問 庁舎4階** 市民広聴課 ☎453-7372

明るく住みよいまちづくりを進めるためのご意見・ご要望を市ホームページにて受け付けていますので、ご利用ください。

## ▶ キャッチボール通信

**問 庁舎4階** 市民広聴課 ☎453-7372

明るく住みよいまちづくりを進めるためのご意見・ご要望を専用の様式、封筒を使用し、文書にて送付できますので、ご利用ください(様式、封筒は庁舎、公民館などの各公共施設に設置しています)。